

**国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議
(第18回)
議事次第**

令和8年9月29日(火)
オンライン開催

- 1 開会
- 2 平成26年7月15日付け関係省庁等申合せ「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の開催について」の一部改正
- 3 「日本企業等の海外展開(東南アジア)に関する最新の法的ニーズ」に関するヒアリング
 - ・長島・大野・常松法律事務所 澤 山 啓 伍 氏
 - ・西村あさひ法律事務所 眞榮城 大 介 氏
 - ・TMI 総合法律事務所 齋 藤 英 輔 氏
- 4 各省庁等からの情報共有
- 5 閉会

国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議

(第 18 回)

資料目録

- 資料 1 「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の開催について」新旧対照表
- 資料 2 長島・大野・常松法律事務所 澤山啓伍氏説明資料
- 資料 3 西村あさひ法律事務所 眞榮城大介氏説明資料
- 資料 4 T M I 総合法律事務所 齋藤英輔氏説明資料
- 資料 5 法務省大臣官房国際課資料
- 資料 6 法務省大臣官房司法法制部資料
- 資料 7 法務総合研究所国際協力部資料
- 資料 8 外務省経済局総務課資料
- 資料 9 特許庁総務部国際協力課資料
- 資料 10 特許庁審判部審判課資料
- 資料 11 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）資料
- 資料 12 日本弁護士連合会資料
- 資料 13 「日本企業の海外展開を法的側面から支援するための施策」（概略図）

「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の開催について」 新旧対照表

○国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の開催について（平成 26 年 7 月 15 日関係省庁等申合せ）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
1. [略] 2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。 議 長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付） 構成員 法務省大臣官房国際課長 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長 <u>法務省訟務局訟務支援課長</u> 法務総合研究所国際協力部副部長 <u>外務省経済局総務課長</u> 外務省国際協力局地球規模課題総括課長 経済産業省通商政策局総務課長 <u>特許庁総務部国際協力課長</u> <u>特許庁審判部審判課長</u> オブザーバー <u>独立行政法人日本貿易振興機構海外ビジネスサポートセンター部長</u> 独立行政法人国際協力機構ガバナンス・平和構築部次長 最高裁判所事務総局総務局第一課長 日本弁護士連合会 [3 ・ 4 略]	1. [同左] 2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。 議 長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付） 構成員 法務省大臣官房国際課長 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長 <u>法務省大臣官房参事官（訟務担当）</u> 法務総合研究所国際協力部副部長 <u>外務省経済局政策課長</u> 外務省国際協力局地球規模課題総括課長 経済産業省通商政策局総務課長 <u>特許庁企画調査課長</u> <u>特許庁審判課長</u> オブザーバー <u>独立行政法人日本貿易振興機構海外ビジネスサポートセンター次長</u> 独立行政法人国際協力機構ガバナンス・平和構築部次長 最高裁判所事務総局総務局第一課長 日本弁護士連合会 [3 ・ 4 同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の開催について

平成 26 年 7 月 15 日
 関係省庁等申合せ
 平成 27 年 6 月 12 日
 一 部 改 正
 平成 29 年 10 月 27 日
 一 部 改 正
 平成 30 年 6 月 5 日
 一 部 改 正
 令和 3 年 2 月 22 日
 一 部 改 正
 令和 6 年 2 月 8 日
 一 部 改 正
 令和 6 年 11 月 28 日
 一 部 改 正
 令和 8 年 9 月 ● 日
 一 部 改 正 案

1. 日本企業等が海外において直面する法的側面を含む各種問題への対応支援等に係る施策を一体的、戦略的に推進するため、国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

構成員 法務省大臣官房国際課長

法務省大臣官房司法法制部司法法制課長

法務省~~大臣官房参事官（訟務担当）~~訟務局訟務支援課長

法務総合研究所国際協力部副部長

外務省経済局~~政策課長~~総務課長

外務省国際協力局地球規模課題総括課長

経済産業省通商政策局総務課長

特許庁~~企画調査課長~~総務部国際協力課長

特許庁~~審判部~~審判課長

オブザーバー 独立行政法人日本貿易振興機構海外ビジネスサポートセンター~~部~~
 次長

独立行政法人国際協力機構ガバナンス・平和構築部次長
最高裁判所事務総局総務局第一課長
日本弁護士連合会

3. 連絡会議の庶務は、関係省庁等の協力を得て、法務省において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の開催について

平成 26 年 7 月 15 日
 関係省庁等申合せ
 平成 27 年 6 月 12 日
 一 部 改 正
 平成 29 年 10 月 27 日
 一 部 改 正
 平成 30 年 6 月 5 日
 一 部 改 正
 令和 3 年 2 月 22 日
 一 部 改 正
 令和 6 年 2 月 8 日
 一 部 改 正
 令和 6 年 11 月 28 日
 一 部 改 正
 令和 8 年 9 月 ● 日
 一 部 改 正 案

1. 日本企業等が海外において直面する法的側面を含む各種問題への対応支援等に係る施策を一体的、戦略的に推進するため、国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

構成員 法務省大臣官房国際課長
 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
 法務省訟務局訟務支援課長
 法務総合研究所国際協力部副部長
 外務省経済局総務課長
 外務省国際協力局地球規模課題総括課長
 経済産業省通商政策局総務課長
 特許庁総務部国際協力課長
 特許庁審判部審判課長

オブザーバー 独立行政法人日本貿易振興機構海外ビジネスサポートセンター一部
 長

独立行政法人国際協力機構ガバナンス・平和構築部次長
最高裁判所事務総局総務局第一課長
日本弁護士連合会

3. 連絡会議の庶務は、関係省庁等の協力を得て、法務省において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議 ベトナムにおける日本企業の法務的課題

2026.09

長島・大野・常松法律事務所

澤山 啓伍（ハノイ・オフィス）

NAGASHIMA

長島・大野・常松法律事務所は、650名以上の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。

企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

■ 設立

2000年1月1日

■ 弁護士数

685名

(日本弁護士：614名、外国弁護士：71名)

* 2026年9月1日現在

■ マネージング・パートナー

藤原総一郎

■ 拠点

東京

ニューヨーク (Nagashima Ohno & Tsunematsu US LLP (New York Office))

シリコンバレー (Nagashima Ohno & Tsunematsu US LLP (Silicon Valley Office))

上海 (日本長島・大野・常松法律事務所駐上海代表処)

シンガポール (Nagashima Ohno & Tsunematsu Singapore LLP)

バンコク (Nagashima Ohno & Tsunematsu (Thailand) Co., Ltd.)

ホーチミン (Nagashima Ohno & Tsunematsu HCMC Branch)

ハノイ (Nagashima Ohno & Tsunematsu Hanoi Branch)

ジャカルタ (IM and Partners in association with Nagashima Ohno & Tsunematsu)

ロンドン (Nagashima Ohno & Tsunematsu UK Limited)



東京



ニューヨーク



上海



シンガポール



バンコク



ホーチミン



ハノイ



ジャカルタ



ロンドン



澤山 啓伍 | Keigo Sawayama

ハノイ・オフィス代表、パートナー

弁護士会 第一東京弁護士会：2005年登録（58期）

ベトナム外国弁護士：2011年登録



https://www.nagashima.com/lawyers/keigo_sawayama/

■ 主な業務分野

2011年以来ベトナム・ハノイを拠点として執務しており、ベトナム及び周辺国への日系企業の事業進出や現地企業の買収、インフラ投資案件、既進出企業の現地でのオペレーションに伴う法務（事業拡大のための法令調査、紛争、労務、取引契約レビュー等）を中心にアドバイスをを行っている。

■ 経歴

2004年東京大学法学部卒業。2005年長島・大野・常松法律事務所東京オフィスに入所。2011年Harvard Law SchoolにてLL.M.取得。その後、2011年～2014年Allens（Hanoi）に出向。2014年～2015年長島・大野・常松法律事務所シンガポールオフィス。

2015年～長島・大野・常松法律事務所ハノイオフィス代表。

■ 著作・論文・セミナー

- 『Asia Week 2026：アジア法務の現在地 2026～東南アジアの投資環境とガバナンス戦略』（ADVANCE企業法セミナー、2026年5月28日）
- 『労働契約の一方的解除および解雇処分が違法とされた裁判例の紹介と対策（ベトナム）』（商事法務ポータル「アジア法務情報」、2024年）
- 『海外派遣者ハンドブック <ベトナム編>』（日本在外企業協会、2024年）
- 『リスク回避とガバナンス強化のために』（月刊グローバル経営 2024年5月号）

など多数



条文の抽象性のみならず、法令間の不整合・統一的解釈や判例・解釈の乏しさにより、行政運用のばらつきが生じる

法令内容の不明確さ

法令間の不整合

- 法律・政令・省令・技術規則の内容が整合しない
- 改正後も旧法に基づく下位法令が残存し、新政令と既存省令が不一致
- 複数省庁の所管で、優先適用すべき法令が不明確

統一的な解釈の仕組みが限定的

- 民主集中・三権分業制の下、国会常務委員会が法令の公式解释权をもつが、解釈提示は稀
- 通達・ガイドライン・質疑応答のような体系的資料が不十分
- 内部指示や個別回答が一般に公表されない

法解釈学の未発達

- 通常の「裁判例」には先例拘束力がない
- 最高人民裁判所が選定・公表した一部の「判例」のみ先例として機能
- 歴史的経緯、政治体制に起因した発展段階

行政運用のばらつき

「目標」としての法

必ずしもすべて厳格に執行される訳ではない

機関・地域・部署・担当者により必要書類や判断が異なる

典型例

- 法令に記載のない追加書類を求められる
- 過去に受理された書類が別案件では不受理
- 事前相談時の回答と正式申請後の判断が相違
- 担当者の交代で取扱いが変わる

背景

法令間の不整合、解釈・ガイダンスの不足、先例集の不在、中央と地方の権限分担、担当者の知識差

▶ 担当者の判断への依存が大きくなっている

ベトナム法務の課題② 準備不足の法令改正

資料 2



新制度の施行が先行し、経過措置・行政実務・関連下位規制の整備が追いつかないため、
施行直後に実務が停止する事例が生じている

■ 事例1 | 食品安全規制 政令46/2026/ND-CP

2026.1.26

食品安全規制（政令46/2026/ND-CP）

▶ 輸入検査・製品登録手続を大幅に変更

公布▶即日施行

通関・輸入手続が停滞

▶ 行政も事業者も新制度に対応できず、輸入食品・農産品の通関に混乱

約1週間後

2026.2.4

食品安全規制（政令15/2018/ND-CP）再適用

▶ 新制度の適用を停止し、従前の規制に復帰

適用停止

改正食品安全法とその施行政令が施行されるまで継続

停止延長

ベトナム法務の課題② 準備不足の法令改正

資料 2



新制度の施行が先行し、**経過措置・行政実務・関連下位規制の整備が追いつかないため、施行直後に実務が停止する事例が生じている**

■ 事例2 | 投資・外為規制 投資法143/2025/QH15と関連通達の全面改定

2026.3.1

投資法（投資法143/2025/QH15）改正

ERC先行取得
可能

- ▶ 外国投資家はIRC取得前に会社を設立し、ERCを取得できるようになった
設立手続は前倒しできる一方、下位規制は従前のまま



外為規制との不整合

- ▶ 銀行・外為規制はIRC取得後の口座開設を前提としており、資本金の払込みに支障

約5か月半後

2026.8.18

通達（38/2026/TT-NHNN）改定

通達改定

- ▶ IRC取得前の投資資本口座開設を明文で認め、旧通達06/2019/TT-NHNNを全面代替

法令の内容だけでなく、施行日、経過措置、行政実務、システム、関連する下位規制を一体として整備しなければ、施行直後に実務が停止する



正当な政策目的に基づく規制でも、**適用範囲・企業の履行可能性・行政側の処理及び執行能力**が整合しなければ、**規制の実効性と企業の予測可能性が低下**する

■ 具体例1 | 個人データ保護（法律第91/2025/QH15号）

法令上の事項



- ✓ ベトナム国内の外国組織・個人に加え、ベトナム国民の個人データ処理に直接参加・関連する外国組織等にも適用
- ✓ 日本国内でベトナム国民を雇用し個人データを処理する日本企業も、具体的状況により適用対象となり得る
- ✓ 幅広い企業に個人データ処理影響評価書類の作成・保存義務

広い適用範囲

実務上の状況



- ✓ 国外企業への執行事例は見当たらず
- ✓ 個人データ影響評価書類の受付業務の処理遅延

検証課題

運用上の論点

- 国外企業に対する調査・送達・制裁執行の実効性の確保
- 対象企業数と行政側の受付・確認体制の均衡
- 誠実に対応する企業との競争条件の均衡

ベトナム法務の課題③ 規制の適用範囲と執行可能性のギャップ

資料 2



正当な政策目的に基づく規制でも、**適用範囲・企業の履行可能性・行政側の処理及び執行能力**が整合しなければ、**規制の実効性と企業の予測可能性が低下**する

■ 具体例2 | 時間外労働規制（労働法第45/2019/QH14号 第107条等）

法令上の事項



- ✓ 時間外労働は原則として年間200時間以内
- ✓ 一定の業種・業務・事情では年間300時間以内
- ✓ 原則40時間／月
- ✓ 労働者の同意その他の法定条件が必要

上限規制

実務上の状況



- ✓ 繁忙期・人材不足により法定上限内での操業が難しい
- ✓ 労働者側も追加収入のため残業を希望する
- ✓ 遵守水準に差がある場合、採用競争上の不均衡

現場の労働需要

公平な執行
への課題

運用上の論点

- 違反企業が競争上有利にならない運用

ベトナム法務の課題③ 規制の適用範囲と執行可能性のギャップ

資料 2



正当な政策目的に基づく規制でも、**適用範囲・企業の履行可能性・行政側の処理及び執行能力**が整合しなければ、**規制の実効性と企業の予測可能性が低下する**

施策目的の
正当性



✓ 個人データの保護

✓ 労働者の健康・安全の確保

制度と実行可能性の不整合

✓ 広い適用範囲と高い手続負担

✓ 国外執行上の制約

✓ 行政処理体制・産業雇用実態との乖離

企業活動への影響

- 法的予測可能性の低下と費用増
- 遵守企業と非遵守企業の不公平
- 投資・採用判断への萎縮効果

- 規制目的には合理性がある
- しかし、企業の履行可能性・行政の処理及び執行能力・産業雇用の実態を含む実行可能性が伴わなければ、規制の実効性と公平性を損なう



行政・司法手続の遅延や判断のばらつきが直ちに腐敗を意味するわけではないが、
手続や判断過程が不透明な場合、仲介者の利用や金銭要求が入り込む余地を生じさせる

行政分野の事件

許認可 | 労働輸出・石油事業

- **海外労働輸出・Hoàng Long事件**：許可審査の追加要件・差戻し・長期化を背景に金銭を収受
 - 対象**31社**、収賄総額約**302億ドン**
 - 法律会社代表が仲介役

2026年8月第一審：元次官**12年**、元局長**14年**、仲介者**6年**
- **Xuyên Việt Oil事件**：石油輸出入許可・税務・融資の便宜を求め**8人に22回・計310億ドン超**を供与

2024年11月第一審：企業代表に合計**30年**、元商工次官**3年**

土地・事業継続・入札 | 行政判断の変更

- **Sài Gòn Đại Ninh事件**：土地回収対象とされた不動産事業の継続のため監察院・地方幹部らに**70億ドン超**を供与

2025年1月第一審：会社代表**3年**、元省委員長らに**2年～6年6か月**
- **Phúc Sơn事件**：公共入札・不動産開発・土地価格決定の便宜を求め**総額1,320億ドン**を供与

2025年7月第一審：企業会長に合計**30年**、元省幹部らには**4年～14年**の有罪判決

税関・医薬品管理 | 偽造食品・サブリ事業

- **MediPhar事件**：偽造食品・サブリ事業の維持のため税関・医薬品管理当局の関係者に供与
 - 通関指導、早期回答、事後検査対応が対象

2026年7月第一審：主犯計**16年6か月**、元税関幹部2人に**7年・6年**



行政・司法手続の遅延や判断のばらつきが直ちに腐敗を意味するわけではないが、
手続や判断過程が不透明な場合、仲介者の利用や金銭要求が入り込む余地を生じさせる

行政分野の事件

行政裁量と事業上の時間的圧力が結び付く構造

- ✓ 許認可の遅延、土地回収、入札結果、通関、行政回答が働きかけの対象に
- ✓ 贈答・高級品・コンサル費・法律報酬による供与、第三者の仲介も問題
- ✓ 遅延自体は腐敗を意味しないが「迅速化」名目の不透明な支払の余地に

司法分野の事件

最近報道された主な事例 | 裁判から判決執行まで複数の段階で摘発

- ① **旧ダナン高級人民裁判所等**：事件を有利に処理する目的の贈賄・収賄・収賄仲介

裁判官・検察官・執行官・弁護士・当事者側ら**28人**を起訴、**20件**・約**114億ドン**が対象

2025年12月に第一審判決、2026年4月に控訴審判決（元副裁判長には7年から5年への減刑）

- ② **ダクラク省の元裁判官3人**：賭博事件の控訴審で執行猶予を得る目的の金銭授受・仲介とされる

2026年5月、収賄・贈賄又は収賄仲介の罪で起訴

- ③ **ダクラク省Ea H'Leo郡の民事判決執行**：執行を進める見返りに執行官が権利者から計**1,700万ドン**を受領した疑い

2024年10月に収賄容疑で立件

- ④ **ホーチミン市民事判決執行局**：出国停止解除決定の迅速な交付に関連し執行官が**3億5,000万ドン**を受領

2023年12月、収賄罪で**懲役4年6か月**の**第一審判決**

- 法令の不明確さ・準備不足の施行・適用範囲と執行能力の乖離・手続の不透明さに対し、日本政府がベトナム政府の制度改善と行政・司法の能力向上を継続的に支援することを要望

立法段階

» 施行可能性を踏まえた制度設計



1. 下位法令・経過措置を含む施行準備
2. 規制目的に即した適切な適用範囲
3. 履行可能性・行政能力の事前検証

- 法律・政令・省令・技術規則の整合性を公布前に確認し、企業と行政の双方が対応できる準備期間を確保
- 政策目的の正当性と規制の実行可能性は別の問題であり、目的の実現のためにこそ適用範囲と執行能力の整合が必要

期待される効果

施行直後の混乱の防止・適用範囲の適切化

行政執行段階

» 透明で一貫した運用の確立



1. 公式Q&A・事例集・審査基準の公表
2. 書面回答を伴う事前照会制度
3. 統一運用・人材育成・処理能力の向上

- 事前照会制度は、企業が具体的な事実関係を示して照会し、主管当局が書面で見解を示す制度とする
- 中央・地方・担当者間の取扱いの差を減らし、必要書類・標準処理期間・差戻し理由の明確化とあわせ予測可能性を高める

期待される効果

公平で予測可能な運用

司法段階

» 予測可能で信頼される紛争解決



1. 裁判官の専門性・事件処理能力の向上
2. 判決理由・公表判決・判例体系の充実
3. 手続・判決執行の透明性と一貫性の向上

- 商事・投資・労働・データ保護・知的財産等の継続研修、職業倫理・腐敗防止研修を通じ、判決の質・理由の明確性・判断の一貫性・執行の実効性を総合的に向上

期待される効果

信頼される紛争解決を実現

- 規制目的を実現するには、法令を制定するだけでなく、実行可能な制度設計・一貫した行政執行・信頼される司法を一体として整備する必要がある
- 日本政府には、長年の日越法務・司法協力の蓄積を活用し、ベトナムの法制度・行政体制及び社会経済の実情を踏まえつつ、立法・行政・司法の各段階における制度及び能力の向上を継続的に支援することを期待する

東京オフィス

(長島・大野・常松法律事務所)



〒100-7036
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
TEL: 03-6889-7000(代表)
FAX: 03-6889-8000(代表)
Email: info@nagashima.com

上海オフィス

(日本長島・大野・常松法律事務所駐上海代表処)



中国上海市徐匯区淮海中路999号
上海環貿広場写字楼一期21階 郵編: 200031
TEL: +86-21-2415-2000(代表)
FAX: +86-21-6403-5059(代表)

ニューヨーク・オフィス

(Nagashima Ohno & Tsunematsu US LLP)



450 Lexington Avenue, Suite 3700
New York, NY 10017, U.S.A.
TEL: +1-212-258-3333(代表)

シンガポール・オフィス

(Nagashima Ohno & Tsunematsu Singapore LLP)



6 Battery Road Level 41 Singapore 049909
TEL: +65-6654-1760(代表)
FAX: +65-6654-1770(代表)

ホーチミン・オフィス

(Nagashima Ohno & Tsunematsu HCMC Branch)



Suite 1801, 18th floor, Saigon Tower,
29 Le Duan Street, Saigon Ward,
Ho Chi Minh City, Vietnam
TEL: +84-28-3521-8800(代表)
FAX: +84-28-3521-8877(代表)

ジャカルタ・オフィス (※提携事務所)

(IM & Partners in association with Nagashima Ohno & Tsunematsu)



Jakarta Mori Tower 14th Floor, Unit 1401
Jalan Jenderal Sudirman Kav. 40-41
Jakarta 10210, Indonesia
TEL: +62-21-25098080(代表)
FAX: +62-21-25098090(代表)

シリコンバレー・オフィス

(Nagashima Ohno & Tsunematsu US LLP)



900 Concar Drive, Suite 400,
San Mateo, CA 94402, U.S.A.

バンコク・オフィス

(Nagashima Ohno & Tsunematsu (Thailand) Co., Ltd.)



34th Floor, Bhira Tower at EmQuartier
689 Sukhumvit Road, Klongton Nuea,
Vadhana, Bangkok 10110, Thailand
TEL: +66-2-302-4800(代表)
FAX: +66-2-302-4899(代表)

ハノイ・オフィス

(Nagashima Ohno & Tsunematsu Hanoi Branch)



Suite 10.04, CornerStone Building,
16 Phan Chu Trinh, Cua Nam Ward,
Hanoi City, Vietnam
TEL: +84-24-3266-8140(代表)
FAX: +84-24-3266-8141(代表)

ロンドン・オフィス

(Nagashima Ohno & Tsunematsu UK Limited)



125 Old Broad Street, London
EC2N 1AR, United Kingdom
TEL: +44 20 3370 1800(代表)

www.nagashima.com



マレーシアにおいて日系企業が直面する法的課題について

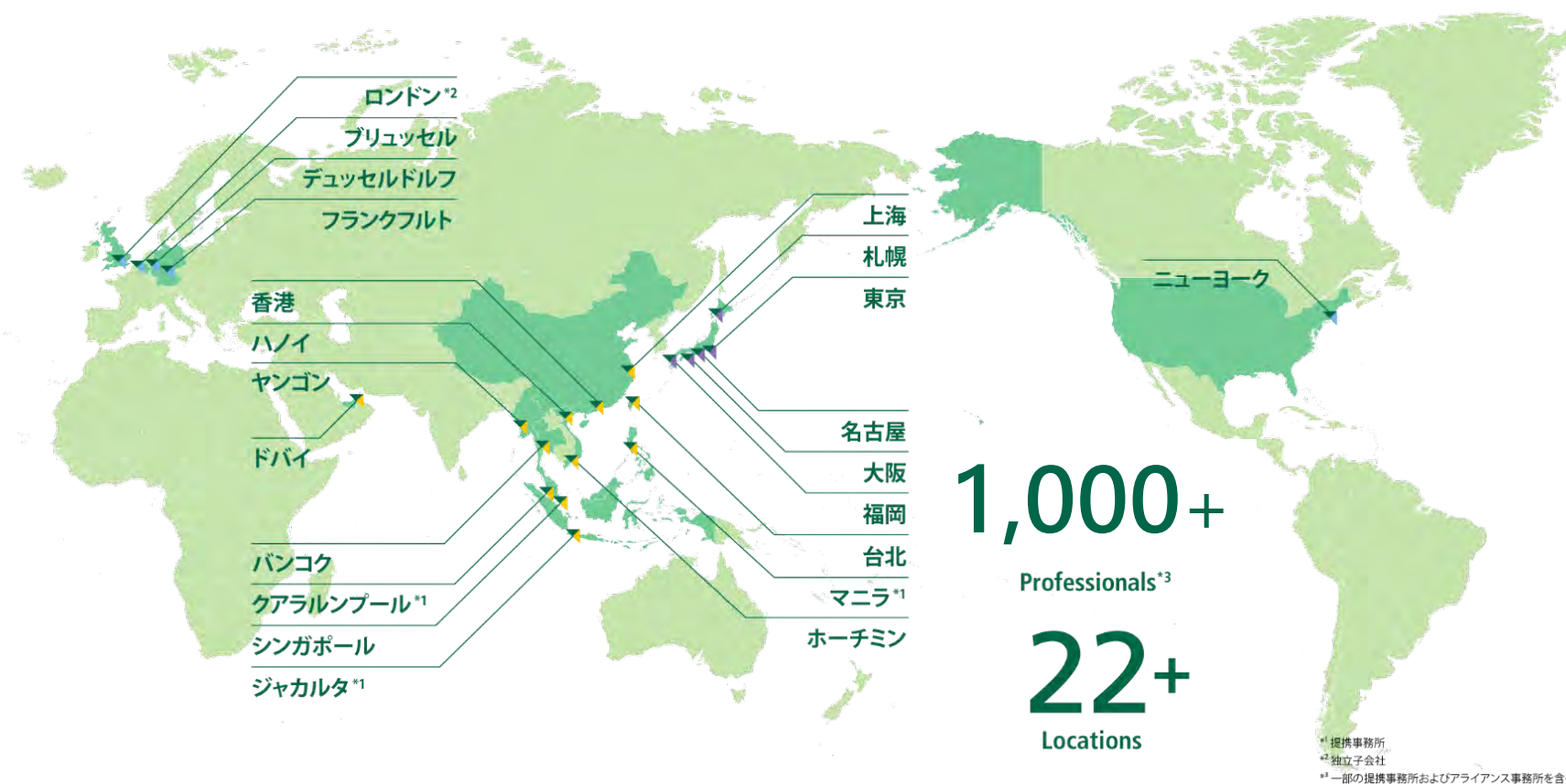
2026年9月29日(火)

西村あさひ法律事務所/WM Leong & Co in association with Nishimura & Asahi

眞榮城 大介

当事務所について

アジア、米国および欧州にわたり世界20か所に拠点を設け、国内外の弁護士が緊密に連携し、多様なグローバルビジネスに対応しています。



マレーシアの概要

面積	33万平方キロメートル（日本国土の0.9倍）
人口	約3,440万人 （2026年時点。マレー系71%、中華系22%、インド系7%）
宗教	イスラム教(連邦宗教)63.5%、仏教18.7%、キリスト教9.1%、ヒンドゥー教6.1%、その他2.7%
公用語	マレー語
在留邦人数	19,690人（2025年）
在留日系 企業数	1,634社(2024年10月時点、JETRO調査)

※出典：外務省基礎データ

マレーシアの法制度

▶ イギリス法の流れをくむ法体系が採用されている

特徴①：英国法系の安定した法制度が基本

- ▶ コモンロー（ただ制定法多い）
- ▶ 契約法、会社法など英国のものに近い
- ▶ 判例法については、英国を含む他のコモン・ウェルスのものを参考にする場合もある
- ▶ ビジネス関係は基本英語

特徴②：法体系

- ▶ 西部の半島マレーシアと東部のサバ・サラワク州では、法体系が異なり、不動産法や雇用法等はそれぞれ法律が存在

特徴③：外資規制・ブミプトラ政策

- ▶ 外資規制に関する単一法は存在せず、許認可ごとに株主資本要件や取締役要件が存在
- ▶ ブミプトラ（マレー語で土地の子）政策が存在

マレーシアの日系企業が直面する法的課題の一例

1. 外資規制/許認可
2. 雇用法・労働ビザ・社会保障
3. 汚職防止体制の構築

「インドネシアにおいて日系企業が 直面する問題点について」

2026年9月29日

TMI総合法律事務所
齋藤 英輔



1. 自己紹介・事務所紹介

所員数

PEOPLE

1316人

数字でわかるTMI

拠点数

JAPAN OVERSEAS

8
拠点

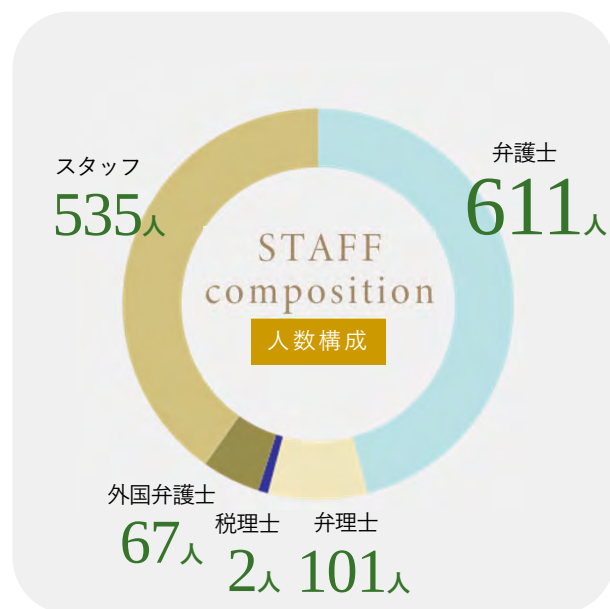
日本国内

19
拠点

※現地デスクを含む。

海外

弁護士の人数構成



ATTORNEYS

199
人

パートナー

27
人

カウンセラー

364
人

アソシエイト

21
人

顧問・客員

北米・中南米

3
拠点

アジア太平洋

12
拠点

ヨーロッパ

3
拠点

アフリカ・中近東

1
拠点

1. 自己紹介・事務所紹介



パートナー
日本法弁護士

齋藤 英輔

Eisuke Saito

Eisuke_Saito@tmi.gr.jp

取扱分野	商事関連争訟/M&A/カルテル・談合/国際カルテル/アライアンス（提携）/ コーポレートガバナンス/国際訴訟・仲裁・調停・ADR/不正競争	
担当国	インドネシア	
登録・所属	東京弁護士会（2010） / ニューヨーク州（2017）	
経歴	2002年 3月	東京学芸大学附属高等学校大泉校舎卒業
	2006年 3月	一橋大学法学部卒業
	2009年 3月	慶應義塾大学法科大学院卒業
	2009年 11月	最高裁判所司法研修所入所
	2010年 12月	東京弁護士会登録
	2011年 1月	TMI総合法律事務所勤務
	2012年 11月	インドネシア ジャカルタのMataram Partners法律事務所勤務
	2014年 5月	ニューヨーク大学ロースクール卒業（LL.M.） シンガポール国立大学ロースクール卒業（LL.M.）
	2014年 9月	TMI総合法律事務所復帰
	2017年 3月	ニューヨーク州弁護士資格取得
	2019年 3月	インドネシア ジャカルタのMochtar Karuwin Komar法律事務所勤務
	2020年 3月	インドネシア ジャカルタのFrans & Setiawan法律事務所勤務
	2024年 1月	リージョナル・パートナー（インドネシア担当）就任
	2024年 9月	インドネシア ジャカルタのMataram Partners in association with TMI Associates勤務
	2025年 1月	パートナー就任
使用言語	日本語 / 英語 / インドネシア語	

1. 自己紹介・事務所紹介

近時実施したセミナー等

- ◆ インドネシア法務省・最高裁判所・JICA主催セミナー 「インドネシア民法の適用に際して日系企業が直面する課題」 2026年9月
- ◆ インドネシア法務・人権・入国管理・矯正担当調整省主催セミナー 「日本企業が投資の際に直面する法令面での問題点について」 2026年6月
- ◆ インドネシア共和国投資・下流産業省投資促進センター共催セミナー 「インドネシア新投資規則の最新情報」 2026年5月
- ◆ 日本大使館主催セミナー 「政策から読み解くインドネシアの最新法務事情」 2026年3月
- ◆ メダン総領事館主催セミナー 「規制当局とのコミュニケーション方法－事例を交えて」 2026年2月
- ◆ 経済産業省委託事業「ASEANにおける営業秘密漏えい対策セミナー」 2025年07月
- ◆ TMI大阪オフィス特別セミナー「インドネシア・フィリピンでのM&Aと子会社管理に関するポイント」 2025年5月
- ◆ Mekari 主催セミナー「2024年10月に移行期間終了！最新の個人情報保護（PDP）情報」 2024年11月
- ◆ JICA主催セミナー「Workshop on Timor-Leste's Preparation for Participation in International Frameworks」 2024年8月
- ◆ PwC主催セミナー「インドネシア不正調査セミナー」 2024年6月
- ◆ EJIP工業団地主催「インドネシアにおける事業再編」 2024年1月
- ◆ TMI特別セミナー2023年12月「東南アジア4か国（マレーシア・インドネシア・フィリピン・タイ）におけるビジネスと人権」
- ◆ ジャカルタジャパンクラブ主催セミナー「インドネシアにおける事業再編 ～進出済み企業の事業再編の手法及び注意点～」 2023年12月
- ◆ 在インドネシア日本国大使館「日本企業支援ウェビナー「債権回収版『失敗の本質』」」 2023年11月
その他多数

2. インドネシアの概要

親日国、多様性の中の安定した民主主義

大統領：	プラボウォ・スビアント
国土面積：	1,920,000km ² （日本の約5倍）
人口：	約2億8444万人
宗教：	国民の約87%がイスラム教徒（世界最大のイスラム教徒国）
経済成長率：	5.1%
多様性：	約1,300の異なる民族 スローガン「多様性の中の統一」
在留邦人：	1万5266人
進出企業：	2,409社

出典：JETROインドネシア概況・基本統計（2025年）

https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/basic_01.html



2. インドネシアの概要

基本法制度

法律

- ◆ 大陸法（シビル・ロー）、宗教法、慣習法（アダット）
- ◆ 判例法（先例拘束性の原理）なし

裁判所

- ◆ 最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所の原則 3 審制
- ◆ 通常裁判所（民事・刑事）、宗教裁判所、行政裁判所、軍事裁判所、憲法裁判所
- ◆ インドネシア国立仲裁委員会（BANI）

司法試験

- ◆ 弁護士試験
- ◆ 2年間の実務研修

統治機構：

- ◆ 立法権（国会）、行政権（大統領）、司法権（最高裁判所）の三権分立

3. シナリオ

日系企業Aに所属するインドネシア人従業員Bが、会社資産を横領していたことが発覚した。過去3年間で1億円程度の会社資産が私的目的で流用されていた。証拠も存在する。

日系企業Aは、民事訴訟の提起、刑事手続の開始、雇用関係の解消などを検討している。

3. 課題

紛争解決手段	課題
民事訴訟	不透明な手続・裁判の質
	再審制度
	仮差押え
刑事手続	不透明な手続（捜査開始、本捜査移行、送検、起訴、刑事裁判、和解）
	捜査方法（事前捜査・本捜査）
雇用関係の終了	労働者に有利な労働法（雇用問題の紛争解決手続等）
	不透明な手続
その他	日本本社への直訴 政治力の行使 社内影響力の行使 SNSの利用 弁護士の高質 法令の高質

質疑応答

国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策（令和6年指針）（概要）

【策定に至る経緯】

- H29.9 内閣官房に「**国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議**」を設置
 H30.4 関係府省連絡会議において「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」を策定
 → 法務省において民間事業者（JIDRC）に対する**5年間の調査等委託事業**を実施したほか、関係府省等において取組を実施
 R5.7 関係府省連絡会議幹事会の下に民間有識者を中心とする**実務研究会**を設置 → 報告書とりまとめ（令和6年1月）
 R6.5 関係府省連絡会議において「**国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策（令和6年指針）**」を策定

【令和6年指針の概要】

国際仲裁活性化の意義・目的等

(1) 民商事分野における国際的な法の支配の促進

- 我が国が紛争解決の有力な拠点となると共に、国際仲裁の普及・利用拡大を図ることは、国際的な法の支配に貢献する点で重要な意義を有する。

(2) 日本企業の海外進出・対日投資の呼び込みへの寄与

- 我が国が国際仲裁の有力な拠点となることにより、日本企業が海外進出する際の紛争解決方法の選択肢を与えると共に、海外からの対日投資の呼び込みにも資する。

施策の実施に当たって意識すべき点

- ◆ 国際取引の契約書における仲裁条項の普及（仲裁件数は様々な要因に左右されるため、重要な指標とすべきではない）
- ◆ 我が国の国際仲裁に対する国際社会の信頼確保
- ◆ 人材育成・確保の重要性
- ◆ 国際調停の普及に向けた取組も併せて推進
- ◆ 長期的視点に立った施策の推進

実施体制・官民連携の在り方

- 国際仲裁が民間を主体とする紛争解決手続であることに留意しつつ、これまで以上に官民の関係機関が緊密に連携する体制を構築。
- 国と法曹界、経済界・経済団体、在外公館・国際機関、各種仲裁機関・関連団体との連携のため、関係府省がリーダーシップを発揮。

今後講じるべき主な施策

国内外における周知啓発活動

- ✓ 国内企業（特に中小企業）の経営層・海外担当部門、契約実務を担当する弁護士等への広報
- ✓ 我が国を仲裁地とすることに親和的な分野・契約類型を意識
- ✓ 海外企業・実務家向けに、**海外仲裁機関、ASEAN事務局その他国際機関等と連携したシンポジウム**の開催等

人材育成

- ✓ 大学生、法科大学院生、司法修習生等の**若年層**を対象とした各種教育活動の実施
- ✓ **実務家層**を対象とした海外の仲裁関連団体と連携したトレーニングプログラムを受講するための環境整備等を通じ、**国際標準に即した仲裁実務や英語での法律実務に長けた人材の育成**

国際仲裁の拠点としての我が国の国際的な評価向上

- ✓ **日本商事仲裁協会（JCAA）等**の我が国を拠点とする**仲裁機関の国際的な認知度及び評価向上**のために必要な取組の実施
- ✓ 国連国際商取引法委員会（**UNCITRAL**）等における国際的な紛争解決ルール形成への積極的参画

仲裁専用施設の整備

- ✓ **長期的視点に立ち**、日本における仲裁専用施設の安定的確保の実現に向けて引き続き検討
- ✓ その検討に当たっては、専用施設を持続可能な形で運営していくための**官民の負担のバランス、運営体制の在り方、国のリソースの効果的な配分の在り方**等について引き続き検討

国際仲裁の活性化に向けた法務省の取組

令和 8 年 3 月 法務省大臣官房国際課

■ 国際仲裁

国際商取引をめぐる法的紛争について、当事者がその解決を裁判所以外の第三者である仲裁人の判断に委ね、その判断により紛争解決を図る手続

■ 国際仲裁のメリット

- ・ 外国での執行容易性
- ・ 公正性・中立性・専門性
- ・ 迅速性
- ・ 秘匿性

■ 国際仲裁活性化の意義・目的

- ・ 民商事分野における国際的な法の支配の促進
- ・ 日本企業の海外進出・対日投資の呼び込みへの寄与

これまでの政府の取組

H29	内閣官房に 関係府省連絡会議 設置
H30	連絡会議が 政府方針「中間とりまとめ」 を公表
R1-R6	中間とりまとめに基づき調査委託業務を実施
R5-R6	連絡会議幹事会の下に 実務研究会 を設置 ⇒これまでの取組の効果検証、報告書のとりまとめ
R6.5	連絡会議が 政府方針「令和 6 年指針」 を策定

令和 6 年指針に基づく法務省の主な取組

官民が連携して、以下の取組を推進

国内外における周知啓発活動・ 国際仲裁の拠点としての我が国の国際的な評価向上

- ・ 日本国際仲裁ウィークの開催
- ・ 海外（シンガポール、韓国等）におけるイベントの開催、
海外の仲裁ウィーク等におけるセッションへの参加
- ・ 国内の中小企業向けセミナーでの講演
- ・ 弁護士会での講演
- ・ 国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）における
国際的な紛争解決のルール形成への積極的な参画

人材育成

- ・ 司法修習生向けプログラムの実施
- ・ 大学生・法科大学院生向けの講義
- ・ 実務家層を対象とした仲裁機関等が開催
する研修への協力 など



ビジネス分野における A I 等法務業務支援サービス提供と 弁護士法第 7 2 条の関係について（ガイドライン概要）

令和 8 年 8 月
法 務 省

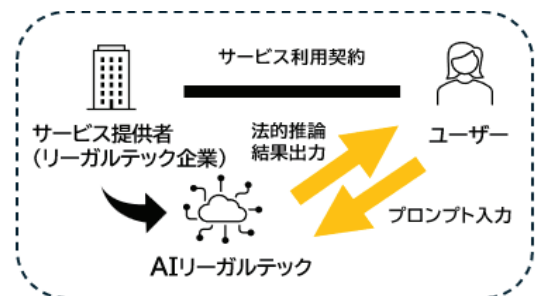
第 1 本ガイドラインの趣旨・考え方（本文 1 頁から 3 頁）

- ・ 令和 5 年ガイドラインを踏まえつつ、生成 A I 等の技術進展等に鑑み、弁護士法第 7 2 条との関係上、特にその分水嶺となり得る要件にしぼって解釈指針を補完（どのようなときに「事件性」のある案件に関して「鑑定…その他の法律事務」を業として取り扱ったと指摘され得るのか）
- ・ 同条及びその趣旨に違反しないようにするためのガバナンス上の留意・推奨事項に関する指針を明示

第 2 A I 等法務業務支援サービスの提供の場面における「訴訟事件…その他一般の法律事件」に関する「鑑定…その他の法律事務」取扱該当性（本文 3 頁～）

1 A I 等を用いたサービス提供の場面における規制対象行為の主体についての基本的な考え方（本文 3 頁から 4 頁）

- ・ サービスの具体的な利用方法に関する最終的な判断は、基本的に利用者に委ねられる
- ・ もっとも、利用者のプロンプト入力等に応じて自動的に法律事務等を提供することが目指された機能等が備え付けられているなどの場合、利用者がプロンプトを入力するなどをして利用することは、サービス提供の性質上、当然に行われることが想定されている提供者側が企図していた法務業務支援の契機にすぎない



➡ 利用者側の行為も含めて、提供者の行為であると評価され得る

2 A I 等を用いたサービス提供の場面における「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」取扱該当性についての基本的な考え方（本文 4 頁から 10 頁）

サービスの設計・機能に関して考慮すべき基本的な考え方（本文 5 頁から 6 頁）

「事件性」のある案件に関して利用するか否かについても、利用者が入力するプロンプト等に依存

➡ 価値中立的なサービス提供と評価し得る場合（例えば、そもそも「事件性」のある案件に関して利用させることを目指して設計されたサービスでないとき等）には、結果として利用者が「事件性」のある案件に関して利用したことのみにより、提供者が「事件性」のある案件に関して「鑑定…その他の法律事務」を取り扱ったと評価するのは困難

➡ 提供者が「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」を取り扱ったというためには、サービス提供開始の時点で、利用者がサービスを「事件性」のある案件に関して利用することがサービスの設計・機能に照らして、具体的かつ現実的な可能性として当然に想定されている場合など、利用者側の行為が提供者側が企図していた法務業務支援の契機となるものにすぎないといえる事情が必要

サービスの用法に関して考慮すべき基本的な考え方（本文 7 頁から 8 頁）

設計・機能上は、価値中立的なサービス提供と評価し得る場合であっても、例えば

- サービスが現に「事件性」のある案件に関して利用されていること、又はその具体的可能性を認識・認容してサービスを提供
- 利用者のうち例外的とはいえない範囲の者が同サービスを「事件性」のある案件に関して利用する蓋然性が高いと認められる状況において、提供者もそのことを認識・認容しながらサービスを提供

➡ サービスの提供形態・用法上、利用者側の行為が提供者側が企図していた法務業務支援の契機となるものにすぎないと評価し得る

以上の考え方を踏まえたサービス及び機能設計上の留意点（本文 8 頁から 10 頁）

- ① サービスの設計等が「事件性」のある案件に関して利用させることを目指したものでなく
- ② 「事件性」のある案件に関する利用に特化した、あるいは同利用が念頭におかれた特性・機能等を具有しない



設計・機能上、
**価値中立的な
サービス提供行為**
といえる

- ③ ガバナンス措置を講じるなどして、利用者による不適切利用を回避するための適切な体制を整備
- ➡ 利用者のうち例外的とはいえない範囲の者がサービスを「事件性」のある案件に関して利用する事態を企図していないと評価し得、**利用者による不適切利用の蓋然性を低減してサービスの価値中立性を補完**するとともに、**不適切利用の蓋然性が高いことの認識・認容を否定**する方向に働く

3 一般的な A I 等法務業務支援サービスへの具体的当てはめ（本文 10 頁から 12 頁）

以下のサービス提供は、上記①②を満たし、③の体制整備がされている場合には、一般的に弁護士法第 7 2 条に抵触しないと考えられる。

- 文献その他のリサーチ・法的問題点の検討業務支援
- 書面作成・審査・管理業務支援
- 社内研修・経営判断の適法性確認等を含むガバナンス・リスク管理・コンプライアンス業務支援
- 内部通報事案の調査支援
- 新規業務スキームの構築・事業再編等業務支援
- 従業員・顧客・取引先等とのトラブルが発生した場合の対応方針を決定するための内部調査支援
- 株主総会・取締役会その他の会議業務支援 など

4 A I 等法務業務支援サービスの提供につき、「事件性」のある案件に関して「鑑定…その他の法律事務」を取り扱ったと考えられる場合の具体例（本文 12 頁から 14 頁）

設計・機能上、「事件性」のある案件に関して利用させることを前提としていると評価され得るもの
（本文 12 頁）

- **法的紛議が現に顕在化している事案や法的紛議が生じることがほぼ不可避に想定され得る案件の処理を目指して設計されたサービスの提供**
- 訴状等の**裁判所への提出書面**や和解契約書等の**法的紛議を前提とした対外使用書面の作成に係るサービスの提供** など

➡ 上記①・②を満たさず、一般的には、**サービスの性質上、価値中立的なサービス提供といえないため、「事件性」のある案件に関して「鑑定…その他の法律事務」を取り扱ったと評価**され得る

用法上、「事件性」のある案件に関して利用させることを前提としていると評価され得るもの
（本文 12 頁から 14 頁）

- **非弁活動を現に行っている、あるいは行おうとする者や、サービスを「事件性」のある案件に継続的・反復的に利用しようとする者**に対して、それを認識・認容しながらサービスを提供し、実際に「事件性」のある案件に関して利用されていると認められるとき
- 利用者のうち**例外的とはいえない範囲の者がサービスを「事件性」のある案件に利用する蓋然性が高い**と認められる具体的な状況下で、これを認識・認容しながらサービスを提供し、実際に「事件性」のある案件に関して利用されていると認められるとき

➡ このような利用を回避するための合理的な措置を講じる（上記③）ことなくサービスを継続して提供するような場合には、一般的には、**サービスの提供形態・用法の点から、実質的に「事件性」のある案件に関して「鑑定…その他の法律事務」を取り扱ったと評価**せざるを得ない

第3 弁護士法第72条及びその趣旨を踏まえたサービス提供上の留意・推奨事項

(本文14頁～)

1 総論 (本文14頁から15頁)

- ・ガバナンスが十分に機能しておらず、品質や信頼性の担保に乏しいサービス提供が行われた場合、利用者その他の関係者の利益を損ないかねず、劣悪なサービスが広く社会実装されれば、弁護士法第72条の趣旨を没却し、その保護法益が害される事態を招来しかねない
- ・提供者は、サービスが同条の規定に抵触しないように十分に配慮するとともに、そのリスクを回避・払拭するため同条及びその趣旨を没却しない慎重な設計及び運用を行うことが重要
- ・提供者が予測可能性をもって事業展開でき、かつ、A I等法務業務支援サービス業界全体の健全性を維持し、同条及びその趣旨を没却することのないサービス提供が行われるようにする上では、以下の点に留意し、サービスの性質・内容等に応じた適切なガバナンス措置を講じることが推奨される

2 ガバナンス上の具体的留意・推奨事項 (本文15頁から21頁)**(1) A I事業者一般に共通するガバナンス上の留意・推奨事項の履践 (本文15頁から16頁)**

- ・サービス内容や取り扱うデータの類型等に応じ、個人情報の保護に関する法律等適用される法令に適合した取扱いの確保
- ・「A I事業者ガイドライン」その他各種の政府指針等において推奨されているA I等システム実装時におけるリスク対策等の自主的な取組の実施

(2) A I等法務業務支援サービス特有のガバナンス上の留意・推奨事項 (本文16頁から21頁)**日本国内におけるインシデント対応窓口等の設置 (本文16頁)**

- ・国内のサービス利用者その他の関係者からの問合せ・通報その他弁護士法に違反するなどのインシデント等の発生に対応する窓口等の設置

弁護士によるサービス及び機能設計等への実質的関与による学習データ等の品質・信頼性の確保等 (本文16頁から17頁)

- ・サービスが「鑑定」等にわたり得る場合、サービス及び機能設計において、弁護士資格を有する者が監修、あるいは実質的に関与
- ・弁護士法の趣旨を踏まえた学習データや出力結果等の品質及び信頼性の担保

誤認を与える表示の不使用及びサービス利用者の適格性確保 (本文17頁から19頁)

- ・例えば、弁護士に代わる判断を提供するものであるとか、法的結論の正確性を保証するものであると想起させるような表現は厳に慎む
- ・誤認リスクを防止するため、サービス利用申込時の合理的確認措置、利用規約等への明記・ガイダンス、重大な利用規約違反等があった場合の利用停止措置等を実施

利用上の留意事項のプロンプト等入力前段階・出力結果等への明示 (本文19頁)

- ・提供されるサービスが「事件性」のある案件に関しては利用できないことなどのディスクレーマーをプロンプト等を入力する前の段階や出力結果等に明確に表示

UI・機能設計上の配慮 (本文19頁から21頁)

- ・「事件性」のある案件に関して利用することその他不適切な用途に用いることを誘発しないようなUIや機能設計の実施等
- ・根拠や参照元の情報表示
- ・弁護士への相談を推奨する仕組みを採用するなどの措置の実施

ビジネス分野における A I 等法務業務支援サービス提供
と弁護士法第 7 2 条の関係について

令和 8 年 8 月 2 1 日 法務省大臣官房司法法制部

第 1 本ガイドラインの趣旨・考え方

1 本ガイドラインは、ビジネス分野（注 1）における生成 A I 等技術（以下「A I 等」という。）を活用した法務業務支援サービス（以下適宜これらを総称して「A I 等法務業務支援サービス」という。）（注 2）の提供について、当省が令和 5 年 8 月に「A I 等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第 7 2 条との関係について」と題して公表したガイドライン（以下「令和 5 年ガイドライン」という。）における弁護士法（昭和 2 4 年法律第 2 0 5 号）第 7 2 条の解釈及び判断枠組みを踏まえつつ、A I 等の技術の進展や現在普及している、あるいは今後の展開が想定されるサービスの需要動向や市場動向等に鑑み、同条との関係上、特にその分水嶺となり得る要件に関する解釈指針を補完するとともに、同条及びその趣旨に反しないようにするためのガバナンス上の留意・推奨事項を示すことにより、A I 等法務業務支援サービス提供事業者（以下「サービス提供者」という。）が A I 等法務業務支援サービスを提供するに当たって、同条に抵触するリスクを回避し、A I 等を事業展開に安全に活用できるようにすることを目的とするものである。

令和 5 年ガイドラインは、A I 等法務業務支援サービスのうち、契約書等関連業務支援サービスを例にとり、同条との関係で問題となり得る要件ごとに、「報酬を得る目的」（同ガイドライン 1 頁から 2 頁参照）、「訴訟事件…その他一般の法律事件」（同 2 頁から 3 頁参照）、「鑑定…その他の法律事務」（同 3 頁から 6 頁参照）のほか、当該サービスの提供の相手方（利用者）が誰であるかという観点から、個別に判断上の考慮要素を整理するとともに、通常該当しないと考えられる例と該当し得ると考えられる例を明確化したものであった。

しかしながら、その後の A I 等の急速な進展・普及や特にビジネス分野における A I 等活用の需要の増大等により、法務業務支援の分野においても、次々に新たな業務支援サービスが考案され、サービス提供者等から、令和 5 年ガイドラインの解釈をめぐって、ビジネス分野における事業者向けの A I 等法務業務支援サービスの提供に関する解釈上の疑義に関する照会がなされるなど、更なる規制の緩和や解釈の明確化を望む声が高まっている。

そこで、本ガイドラインにおいては、令和 5 年ガイドラインの解釈を前提としつつ、実務上、特に懸念が生じやすい、弁護士又は弁護士法人でないサービス提供者が、営利、すなわち「報酬を得る目的」で、弁護士又は弁護士法人でない企業その他の事業者であるサービス利用者（以下単に「サービス利用者」という。）に対して、鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務（以下適宜これらを総称して「鑑定…その

他の法律事務」という。)を行い得る機能を有するA I等法務業務支援サービスを提供する場合(いわゆる汎用型A Iのサービス提供者が、報酬を得る目的で、サービス利用者に対して、「鑑定…その他の法律事務」を行い得る機能を有するサービスを(業として)提供する場合を含む。)を念頭に置いて、とりわけ、どのようなときにサービス提供者が同条に違反して「訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件」(以下適宜これらを総称して「訴訟事件…その他一般の法律事件」という。)に関して「鑑定…その他の法律事務」を業として取り扱ったと指摘され得るのかという点にしばって、判断上の考慮要素に関する考え方を改めて整理・補完し、通常該当しないと考えられる例と該当し得ると考えられる例を示すとともに、このようなサービスの提供が、同条及びその趣旨に反するような事態を招来しないようにするためのガバナンス上の留意・推奨事項に関する指針を定めるものである(注3)。

(注1) 本ガイドラインにおける「ビジネス分野」とは、主として企業等の事業者(法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。)が自己の事業活動に関連して利用するA I等法務業務支援サービスの提供場面を指しており、消費者(個人であり、事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を主たる対象とするサービスについては、別途の考慮が必要となる場合があることに留意する必要がある。

(注2) 本ガイドラインは、生成A Iだけでなくその他プログラムを含む様々なデジタル技術が活用されることが想定されるため、そのことを示す趣旨で「生成A I等技術」としており、本ガイドラインでは、以下「A I等」と略称する。

また、本ガイドラインは、エンドユーザーに対して直接サービスを提供するサービス提供者を主たる対象とするものであるが、A P I (Application Programming Interface (アプリケーション・プログラミング・インターフェース))等を通じて他のサービス提供者に対してA I等の機能を用いた法務業務支援サービスを提供する事業者についても、当該A P I等の利用目的・利用態様を認識し得る場合には、本ガイドラインの趣旨が及び得ることには留意する必要がある。

(注3) 本ガイドラインは、令和5年ガイドラインを補完・拡充するものであり、令和5年ガイドラインと併せて参照されるべきものである。その上で本ガイドラインが令和5年ガイドラインの内容を補完・拡充している部分については、本ガイドラインによるものとする。

- 2 したがって、本ガイドラインは、令和5年ガイドラインで示した「報酬を得る目的」(同ガイドライン1頁から2頁参照)、「訴訟事件…その他一般の法律事件」(同2頁から3頁参照)、「鑑定…その他の法律事務」(同3頁から6頁参照)等の弁護士法第72条の個別の要件に関する基本的解釈や、これまで判例等で示された同条の解釈そのものを変更するものではない。

また、同条で禁止される、いわゆる「非弁行為」に該当するか否かは、同条が罰則の構成要件を定めたものである以上、個別の事件における具体的な事実関係を前提として、同条の趣旨（最高裁判所昭和46年7月14日大法廷判決・刑集25巻5号690頁等で示されたもの。以下同判決を「最高裁昭和46年判決」という。）に照らして判断されるべき事柄であって、同条の解釈・適用は、最終的には法と証拠に基づく裁判所の判断に委ねられるということについても、同様である。

第2 AI等法務業務支援サービスの提供の場面における「訴訟事件…その他一般の法律事件」に関する「鑑定…その他の法律事務」取扱該当性

1 AI等を用いたサービス提供の場面における規制対象行為の主体についての基本的な考え方

弁護士法第72条は、罰則の構成要件を定めたものであり、対象となるのは、もとより人の行為である。AI等法務業務支援サービスに関して、現在サービス展開されている一般的な同種サービスの提供形態等を踏まえる限りにおいては、AI等に与える指示や質問の文章（以下「プロンプト等」という。）の入力を行い、そのプロンプト等に従ってAI等に自動的に出力結果を生成・表示させることなどの当該サービスの具体的な利用方法に関する最終的な判断は、基本的に、サービス利用者に委ねられている。

もっとも、契約の目的、提供するサービスの内容・形態、契約当事者の関係、契約に至る経緯やその背景事情等諸般の事情を考慮した事実認定の問題ではあるが、特にサービス提供者によりサービス利用者に対して当該サービスが主体的・継続的に提供されていると勘案される状況において、例えば、当該AI等法務業務支援サービスに、サービス利用者によって入力されるプロンプト等に応じて自動的に法的観点の指摘、法的助言等の「鑑定…その他の法律事務」を提供することが目指された技術・機能等が備え付けられ、あるいは組み込まれているなどの場合においては、サービス利用者が自己の「鑑定…その他の法律事務」に関連する事柄を処理するために当該利用者がプロンプト等を入力するなどして当該サービスを利用することは、当該サービス提供の性質上、当然に行われることが想定されているサービス提供者側が企図していた法務業務支援の契機となるものにすぎないと考えられる。

したがって、このような場合においては、当該サービス提供者の観点からすれば、サービス利用者の「鑑定…その他の法律事務」に関連する事柄を処理するために当該利用者がプロンプト等を入力するなどして当該AI等法務業務支援サービスを利用する行為は、サービス提供開始時点において、当該サービス提供の性質上の当然の因果経過として、サービス提供者がサービスの設計から提供を通じて実質的に主導・企図しているものといえるから、規範的に評価すれば、プロンプト等の入力によりAI等により自動的に出力結果を生成し表示させるサービス利用者側の行為も含めて、サービス提供者の行為であると評価され得るものと考えられる（わいせつ電磁的記録等

送信頒布等事件に関する最高裁判所平成26年11月25日第三小法廷決定・刑集68巻9号1053頁参照。以下同決定を「最高裁平成26年決定」という。）（注4）。

（注4）最高裁平成26年決定は、わいせつな動画ファイルを記録した電磁的記録媒体の頒布に関し、ウェブサイトの運営者が、会員から投稿されたわいせつな動画ファイルを自動的に変換・保存し、会員である顧客がダウンロードできる状態に置き、不特定多数である顧客が同動画を入手するためには、顧客によるダウンロード操作が必要である場合において、当該運営者が自らわいせつな電磁的記録を「頒布」と評価できるかが争点の一つとされた事案において、「被告人らが運営する前記（本件）配信サイトには、インターネットを介したダウンロード操作に応じて自動的にデータを送信する機能が備え付けられていたのであって、顧客による操作は被告人らが意図していた送信の契機となるものにすぎず、被告人らは、これに応じてサーバコンピュータから顧客のパーソナルコンピュータへデータを送信したというべきである。したがって、不特定の者である顧客によるダウンロード操作を契機とするものであっても、その操作に応じて自動的にデータを送信する機能を備えた配信サイトを利用して送信する方法によってわいせつな動画等のデータファイルを当該顧客のパーソナルコンピュータ等の記録媒体上に記録、保存させることは、刑法175条1項後段にいうわいせつな電磁的記録の『頒布』に当たる。」と判示している。そして、同決定に関する最高裁判所判例解説（刑事篇・平成26年度）343頁及び344頁が「本決定は、被告人らが運営する本件配信サイトには、インターネットを介したダウンロード操作に応じて自動的にデータを送信する機能が備え付けられていたのであって、本決定も指摘するこれらの事実関係の下、規範的に評価すれば、わいせつな電磁的記録が顧客の記録媒体に記録、保存されたことは、被告人らの行為によるものと端的にいえると判断し、顧客の行為を実行行為の一部に取り込んだり、間接正犯の道具と捉えたりする必要はないと考えたものと理解される。…（中略）…なお、このように評価できるのは、顧客によるダウンロード操作が当初から織込済みの介在事情であったからであり、被告人らが意図せぬかたちでわいせつな電磁的記録が送信された場合には、頒布に当たらないとの評価になるものと思われる。」と言及している点に留意を要する。

2 AI等を用いたサービス提供の場面における「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」取扱該当性についての基本的な考え方

(1) 「訴訟事件…その他一般の法律事件」の意義

弁護士法第72条は、弁護士又は弁護士法人でない者が報酬を得る目的で「訴訟事件…その他一般の法律事件」に関して「鑑定…その他の法律事務」を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることを禁止しており、ここにいう「法律事件」とは、法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、又は新たな権利義務の発生する案件をいうものと解される。

その上で、同条の「訴訟事件…その他一般の法律事件」に該当するというために

は、同条本文に例示列举されている「訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件」、及びこれらに準ずる程度に法律上の権利義務に関し争いがあり、あるいは疑義を有するなど、法的紛議が生じることがほぼ不可避に想定され得る案件であるという、いわゆる「事件性」（以下適宜「事件性」という。）が必要であると考えられる（弁護士法違反事件に係る最高裁判所平成 22 年 7 月 20 日第一小法廷決定・刑集 64 巻 5 号 793 頁等参照。以下同決定を「最高裁平成 22 年決定」という。）（注 5）。

そして、この「事件性」については、個別の事案ごとに、契約の目的、契約当事者の関係、契約に至る経緯やその背景事情等の諸般の事情を考慮して判断されるべきものと考えられる（令和 5 年ガイドライン 2 頁参照）。

（注 5）最高裁平成 22 年決定は、弁護士資格等がない者らが、ビルの所有者から委託を受けて、そのビルの賃借人らと交渉して賃貸借契約を合意解除した上で各室を明け渡させるなどの業務を行った行為について、弁護士法第 72 条違反の成立が争われた事案につき、「このような業務は、賃貸借契約期間中で、現にそれぞれの業務を行っており、立ち退く意向を有していなかった賃借人らに対し、専ら賃貸人側の都合で、同契約の合意解除と明渡しの実現を図るべく交渉するというものであって、立ち退き合意の成否、立ち退きの時期、立ち退き料の額をめぐって交渉において解決しなければならない法的紛議が生じることがほぼ不可避の案件に係るものであったことは明らかであり、弁護士法 72 条にいう『その他一般の法律事件』に係るものであったというべきである。」と判示している。もっとも、「事件性」の要否及びその程度については、様々な見解があり得るところであり、結局は、個別の事案によるものであるが、本ガイドラインにおいては、「事件性」に関するこれまでの当省の立場（事件性必要説）を踏襲しつつ、同決定を参考に、以下「事件性」のある案件の当否の判断につき、法的紛議が生じることがほぼ不可避に想定され得るか否かという基準を用いている。

(2) サービス提供者の「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」取扱該当性の判断基準

ア サービスの設計・機能に関して考慮すべき基本的な考え方

この点に関して、A I 等法務業務支援サービス提供の場面においては、契約の目的、提供するサービスの内容・形態、契約当事者の関係、契約に至る経緯やその背景事情等諸般の事情を考慮して個別具体的に判断する必要があるものの、一般的には、サービス利用者がサービス提供者から提供された A I 等法務業務支援サービスを「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」の用途で利用するか否かは、前記第 2・1 で触れたように、サービス利用者がチャットインターフェース（対話型画面）等を介して入力するプロンプト等に依存することになる。

このように、前記第 2・1 のように、サービス利用者が当該サービスを利用す

ることによる「鑑定…その他の法律事務」の取扱いについて、サービス提供者が当該行為の主体であると評価され得る場合であっても、サービス提供者が「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」にも、それには当たらない業務にも利用可能なA I等法務業務支援サービスを提供しているといい得るようなときには（例えば、そもそも「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用させることを目指して設計されたサービスでないとき等。以下「価値中立的なサービス提供」という。）、単に当該サービスが「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用される一般的可能性があることだけを捉えて、結果としてサービス利用者が自律的判断で当該サービスを「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用したという、サービス提供者にとって他律的・事後的要素により、サービス提供者が「事件性」のある案件に関して「鑑定…その他の法律事務」を取り扱った、すなわち弁護士法第72条所定の「訴訟事件…その他一般の法律事件」に関して「鑑定…その他の法律事務」を取り扱ったと評価することは、責任主義の観点からも困難であるものと解される（注6）。

換言すれば、前記第2・1の整理を踏まえると、サービス提供者が「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」を取り扱ったというためには、サービス利用者に対するサービス提供開始時点で、例えば、サービス利用者が当該A I等法務業務支援サービスを「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用することが、サービスの設計・機能に照らして具体的かつ現実的な可能性として当然に想定されている場合など、当該サービス提供の性質上、サービス利用者側の行為がサービス提供者側が企図していた法務業務支援の契機となるものにすぎないといえる事情が必要であると考えられる。

具体的には、提供する当該A I等法務業務支援サービスの目的や中核的機能・設計、用いられている技術等の特性及び内容、さらにはサービス利用者の属性、リテラシーや利用目的等のサービス利用者側の事情等の諸般の事情を勘案して判断されるべきものであると考えられる。

（注6）いわゆる（価値）中立的行為による著作権法違反幫助事件に係る最高裁判所平成23年12月19日第三小法廷決定（刑集65巻9号1380頁。以下同決定を「最高裁平成23年決定」という。）は、ソフト自体が適法な用途にも違法な用途にも利用できる価値中立的なソフトであること（ソフト自体に適法利用の有用性もあり、違法用途に特化したソフトではないこと）を判断の前提とした上で「…ソフトの開発行為に対する過度の萎縮効果を生じさせないためにも、単に他人の著作権侵害に利用される一般的可能性があり、それを提供者において認識、認容しつつ当該ソフトの公開、提供をし、それを用いて著作権侵害が行われたというだけで、直ちに著作権侵害の幫助行為に当たると解すべきでない。」と判示している。

イ サービスの用法に関して考慮すべき基本的な考え方

このように「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用されることを当然の前提としない、価値中立的なサービス提供と評価し得るような場合においては、サービスの設計・機能上は、サービス利用者による「事件性」のある案件への利用が当然に行われることは想定されておらず、基本的には、こうしたサービス利用者側の行為についてサービス提供者側が企図していた法務業務支援の契機となるものにすぎないとの評価は困難である場合が多いものと考えられる。

もっとも、前記第 2・1 の整理を踏まえると、このようにサービスの設計・機能上、価値中立的なサービス提供と評価し得る場合であっても、例えば

- こうしたサービスが現に「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用されていること、又はその具体的可能性を認識・認容してサービスを提供し、実際に当該サービスが「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用されていると認められるとき
- 当該サービスの性質、サービス利用者による客観的な利用状況、提供方法等に照らして、サービス利用者のうち例外的とはいえない範囲の者が同サービスを「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用する蓋然性が高いと認められる状況下において、サービス提供者もそのことを認識・認容しながらサービスを提供し、実際に当該サービスが「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用されていると認められるとき

には、当該サービスの提供形態や用法に照らせば、当該サービス提供の性質上、サービス利用者側の行為がサービス提供者側が企図していた法務業務支援の契機となるものにすぎないと評価し得るから、サービス提供者が「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」の取扱主体として、弁護士法第 72 条違反の責任を問われるおそれは否定されないものと考えられる（注 7）（注 8）。

（注 7）最高裁平成 23 年決定は、前掲（注 6）に続けて「かかるソフトの提供行為について、幫助犯が成立するためには、一般的可能性を超える具体的な侵害利用状況が必要であり、また、そのことを提供者においても認識、認容していることを要するというべきである。すなわち、ソフトの提供者において、当該ソフトを利用して現に行われようとしている具体的な著作権侵害を認識、認容しながら、その公開、提供を行い、実際に当該著作権侵害が行われた場合や、当該ソフトの性質、その客観的な利用状況、提供方法などに照らし、同ソフトを入手する者のうち例外的とはいえない範囲の者が同ソフトを著作権侵害に利用する蓋然性が高いと認められる場合で、提供者もそのことを認識、認容しながら同ソフトの公開、提供を行い、実際にそれを用いて著作権侵害（正犯行為）が行われたときに限り、当該ソフトの公開、提供行為がそれらの著作権侵害の幫助行為に当たると解するのが相当である。」と

している。

その上で、同決定に係る事案の当てはめにおいては、提供者が現に行われようとしている具体的な違反行為を認識、認容しながら、当該ソフトの公開、提供を行ったものではないことは明らかである一方、ソフトとしての性質や、当時の客観的利用状況、ソフト提供者が対象を限定せずに、無償かつ継続的にソフトを提供していたことなどに照らして、当該ソフトの公開、提供行為は、客観的に見て、例外的とはいえない範囲の者がそれを違反行為に利用する蓋然性が高い状況の下での公開、提供行為であったことは否定できないとしつつも、この点に関するソフト提供者の主観面をみると、本件ソフトを公開、提供するに際し、本件ソフトを違反行為のために利用するであろう者がいることや、そのような者の人数が増えてきたことについては認識していたとは認められるものの、いまだ、同ソフトを違反行為のために利用する者が例外的とはいえない範囲の者にまで広がっており、本件ソフトを公開、提供した場合に、例外的とはいえない範囲の者がそれを違反行為に利用する蓋然性が高いことを認識していたとまで認めるに足りる証拠はないと認定し、犯罪の成立を否定している。

(注8) もっとも、サイバー空間においてサービス利用者の物理的操作行為を含めてサービス提供者の行為として規範的に評価した事案に係る最高裁平成26年決定(注4)を前提とした上で、最高裁平成23年決定が幫助犯としての責任が問われた事案で前掲(注6)(注7)のように判示していることからすると、特にサービスの設計・機能上は、「事件性」のある案件への利用が当然に行われることが想定されていない価値中立的なサービスを提供しているサービス提供者について正犯としての責任を問う局面においては、正犯としての責任を基礎づけるに足りる事情が必要であり、少なくとも最高裁平成23年決定が考慮した要素につき同様以上のことがいえる状況になれば、刑事責任を問うことは困難であると考えるのが自然であるものと解される。

ウ 以上の考え方を踏まえたサービス及び機能設計上の留意点

以上の考え方を前提に、現状のAI等の性能、AI等法務業務支援サービスの実状等を踏まえて整理すると、サービス提供者によるAI等法務業務支援サービスの提供が「事件性」のある案件に関して「鑑定…その他の法律事務」を取り扱うものといえるか否かの分水嶺としては、まずは、当該サービスがその設計・機能上、価値中立的なサービス提供であるといい得るかどうかを重要であると考えられる。

具体的には、例えば、①提供するサービスの設計、中核的機能、用いられている技術等が、法的紛議が現に顕在化している案件や法的紛議が生じることがほぼ不可避に想定され得る案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用させることを目指したものでなく、②また、こうした案件に関する「鑑定…その他の法律

事務」への利用に特化した、あるいは特化しているとまではいえなくても、「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」への利用が念頭におかれた特性・機能等（注 9）を具有するものではないサービス提供行為は、サービスの設計・機能上、価値中立的なサービス提供行為といい得るものと考えられる。

そして、このように①及び②の要件を充足することにより価値中立的なサービス提供行為であるといい得る場合においては

- 法的紛議が現に顕在化している案件や法的紛議が生じることがほぼ不可避免に想定され得る案件について法的助言を行うものではないことや必要に応じて弁護士等への相談が必要となる旨等の注意・警告内容を明示する
- サービス利用者による「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」への利用動向を把握した際（注 10）には、弁護士への相談が必要である旨を確実に案内する

などの本ガイドラインの後記第 3・2 のガバナンス措置を講じるなどして、サービス利用者による不適切な利用を回避するための適切な体制を整備しているとい得るとき（③）には、もとより当該サービスの性質、サービス利用者による客観的な利用状況、提供方法など個別の事案によるものの、一般的には、当該サービス提供者によるサービス提供行為は、客観的に見て、サービス利用者のうち例外的とはいえない範囲の者が同サービスを「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用する事態を企図してサービス提供を行っているものではないと評価し得、「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」への不適切な利用の蓋然性を低減してサービスの価値中立性を補完するとともに、サービス利用者によるこのような不適切な利用の蓋然性が高いことの認識・認容を否定する方向に働くものと考えられる（注 11）（注 12）。

（注 9）ここにいう「『事件性』のある案件に関する『鑑定…その他の法律事務』への利用が念頭におかれた特性・機能等」とは、単にファイルをアップロードし、それに関してプロンプト等を自由に入力できるチャットボット機能等の範囲を超えて、例えば、「事件性」のある案件を具体的に処理することを主たる用途とする UI（User Interface（ユーザーインターフェース）。以下「UI」という。）等を設けていたり、利用規約・UI その他でこうした用途を積極的に案内する表示を行ったりするなど、「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」への利用を積極的に容認・助長するような特性・機能を具有する場合を想定している。

（注 10）ここにいう「利用動向を把握した際」とは、例えば、サービス提供者がサービス利用者からのフィードバック、問合せ、利用ログの分析等を通じて、サービス利用者が「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に当該サービスを利用していること、あるいはその具体的な可能性を認識した場合をいい、サービス提供者に対して、積極的な監視義務を課すものではない。

(注 11) なお、①②の要件は、主としてサービスの客観的性質に関わるものであり、③は、主として①②の要件による価値中立性を前提としたサービス提供者の主観的認識及び対応に関わるものであって、両者は相互補完的な関係に立つが、①②の要件が充足されない場合、すなわちサービスの設計・機能等が「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」への利用に特化した、あるいはこれを念頭に置いたものであるとき等には、③の措置を講じたとしてもそのみで価値中立性が認められるものではないことに注意を要する。

(注 12) 最高裁平成 23 年決定は、ソフトの提供者が当該ソフトを公開、提供するに当たり、ウェブサイト上に違法なファイルのやり取りをしないよう求める注意書きを付記したり、開発スレッド上にもその旨の書込みをしたりして、常時、利用者に対し、当該ソフトを著作権侵害のために利用することがないように警告を発していたことを一つの間接事実として、ソフトの提供者において、例外的とはいえない範囲の者が当該ソフトを著作権侵害に利用する蓋然性が高いことを認識、認容していたとまで認めることは困難であるとの結論を導いている。このことからすれば、本件ガイドライン第 3・2 記載の適切なガバナンス措置を講じるなどして、サービス利用者による不適切な利用を回避するための適切な体制を整備していることは、サービス提供者において、「例外的とはいえない範囲の者が当該サービスを『事件性』のある案件に関する『鑑定…その他の法律事務』に利用する蓋然性が高いことを認識・認容しているとまではいえない」ことを指し示す事情の一つとなり得るものと考えられる。

3 一般的な A I 等法務業務支援サービスへの具体的当てはめ

前記第 2・1 及び 2 で示した基本的な考え方を前提にして、令和 5 年ガイドラインにおいて契約書等関連業務支援サービスに関して示した考え方を敷えんする形で具体的に説明すれば、最終的には、契約の目的、提供するサービスの内容・形態、契約当事者の関係、契約に至る経緯やその背景事情等諸般の事情をもとに個別具体的に判断することになるものの、ビジネス分野における A I 等法務業務支援サービス一般についても、通常の業務に伴う、例えば、文献その他のリサーチ・法的問題点の検討業務支援、書面作成・審査・管理業務支援、社内における研修・経営判断の適法性確認等を含むガバナンス・リスク管理・コンプライアンス業務支援、内部通報事案の調査支援、新規業務スキームの構築・事業再編等業務支援、従業員・顧客・取引先等とのトラブルが発生した場合に会社としての対応方針を決定するための内部調査支援、株主総会・取締役会その他の会議業務支援等を目的とするサービスの提供は、その提供するサービスの設計、中核的機能、用いられている技術等が、法的紛議が現に顕在化している案件や法的紛議が生じることがほぼ不可避に想定され得る案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用させることを目指したものでなく、また、こうした案件に関する「鑑定…その他の法律事務」への利用に特化した、あるいはこうした利用が

念頭におかれた特性・機能等を具有するものではない限りにおいては、一般に「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用されることを当然の前提としない、価値中立的なサービス提供であるといい得るものと考えられる。

その上で、サービス提供者において、当該サービスは、法的紛議が現に顕在化している案件や法的紛議が生じることがほぼ不可避に想定され得る案件に関連して法的助言を提供するものではなく（注 13）、そのような案件に関しては、適切に弁護士へ相談するように確実に案内するなど、本ガイドライン第 3・2 記載のガバナンス措置を講じるなどして、サービス利用者による不適切な利用を回避するための適切な体制を整備している場合には、一般的には、当該サービス提供者によるサービス提供行為は、サービス利用者のうち例外的とはいえない範囲の者が同サービスを「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用する事態を企図してサービス提供を行っているものではないと評価し得るものと考えられる。

そして、もとより個別の事案によるものの、このような態様でサービス提供が行われている限り、実際に当該サービスが「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用された場合であっても、サービス提供者において、サービス利用者が「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に当該サービスを利用し得るという一般的可能性を超えて

○ 現に同サービスが「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用されていること、若しくはその具体的可能性を認識・認容しているとはいえないようなとき

○ 例外的とはいえない範囲の者が当該サービスを「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用する蓋然性が高いことを認識・認容しているとき

には、一般的には、サービス提供者において、「事件性」のある案件に関して「鑑定…その他の法律事務」を（業として）取り扱ったとは評価し難く、弁護士法第 72 条に抵触するおそれはないものと考えられる（注 14）。

（注 13）例えば、法的紛議が現に顕在化している案件や、法的紛議が生じることがほぼ不可避に想定され得る案件における訴状、準備書面、答弁書、証拠説明書その他の裁判所への提出書面や和解契約書等の法的紛議を前提とした対外使用書面を作成することや、こうした事案に関して法的助言を提供することは、これに該当するものと考えられる。なお、一般的な法的リスクの指摘（例えば、「この条項には訴訟リスクが生じる可能性がある」等）は、それ自体が直ちにこれに該当するものではないが、具体的な紛争案件に関連してなされる場合には該当し得ることに留意する必要がある。

（注 14）令和 5 年ガイドラインにおいても、「いわゆる企業法務において取り扱われる契約関係事務のうち、通常の業務に伴う契約の締結に向けての通常の話合いや法的問題点の検討については、多くの場合『事件性』がないとの当局の指摘に留意しつつ、契約の

目的、契約当事者の関係、契約に至る経緯やその背景事情等諸般の事情を考慮して、『事件性』が判断されるべきものと考えられる。」としている点は、このことを示しているものといえる。

4 A I 等法務業務支援サービスの提供につき、「事件性」のある案件に関して「鑑定…その他の法律事務」を取り扱ったと考えられる場合の具体例

他方、以下のような場合には、サービス提供者による当該サービスの提供行為は、「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用させることを前提としていると評価され得るものであって、弁護士法第72条所定のその他の要件も満たすときには、同条に違反するおそれがあると考えられる。

(1) サービスの設計・機能上「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用させることを前提としていると評価され得るものの具体例

例えば、法的紛議が現に顕在化している案件や法的紛議が生じることがほぼ不可避に想定され得る案件の処理を目指して設計されたサービスの提供や、弁護士の関与なしに訴状、準備書面、答弁書、証拠説明書その他の裁判所への提出書面や和解契約書等の法的紛議を前提とした対外使用書面を作成することに特化あるいはこうした作業への利用を念頭においた機能等を有するサービスの提供のように、サービスの設計、中核的機能、用いられている技術等が、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件、及びこれらに準ずる程度に法律上の権利義務に関して争いがあり、あるいは疑義があるなどの法的紛議が現に顕在化している案件や法的紛議が生じることがほぼ不可避に想定され得る案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用させることを目指したものであって、こうした案件に関する「鑑定…その他の法律事務」への利用に特化した、あるいは、特化しているとまではいえなくても、単にファイルをアップロードし、それに関してプロンプト等を自由に入力できるチャットボット機能等の範囲を超えて、前掲（注9）に記載したように、こうした案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用させることを念頭においた特性・機能を具有するものである場合には、当該サービスを利用する者のうち例外的とはいえない範囲の者が同サービスを「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用することを基本的に想定した上で当該サービスが提供されているものと考えられる。

もとより個別の事案によるものの、このようなサービス提供において、実際に当該サービスが「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用されていると認められる場合には、一般的には、当該サービス提供行為は、当該サービス提供の性質上、およそ価値中立的なサービス提供行為とはいえず、実質的に「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」を取り扱っているものと同視せざるを得ないものと考えられる。

(2) サービスの用法上「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に

利用させることを前提としていると評価され得るものの具体例

前記第 2・2(2)イのとおり、サービスの設計・機能上は価値中立的なサービス提供であると評価され得る場合であっても、サービス提供の目的やサービス利用者による具体的な利用状況及びこれに対するサービス提供者の認識・対応のいかんによっては、「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用させることを前提としていると評価され得るときがあり、弁護士法第 72 条違反の問題が生じ得ることに留意する必要がある。

すなわち、当該サービスの設計・機能上は、価値中立的なサービス提供と評価し得る余地があったとしても、例えば

- 非弁活動を現に行っている、あるいは行おうとする者に対して、それを認識・認容しながら、当該サービスを提供するケースや、当該サービスを「事件性」のある案件に継続的・反復的に利用しようとする者に対して、それを認識・認容しながら当該サービスを提供するケースなど、現に同サービスが「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用されていること、若しくはその具体的可能性を認識・認容しながら当該サービスを提供し、実際に当該サービスが「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用されていると認められるとき
- 当該サービスの性質、サービス利用者による客観的な利用状況、提供方法等に照らして、サービス利用者のうち例外的とはいえない範囲の者が同サービスを「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用する蓋然性が高いと認められる具体的な状況下で、これを認識・認容しながら当該サービスの提供を継続し、実際に当該サービスが「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用されていると認められるとき

等、この種「事件性」のある案件への一般的な利用可能性を超えて、サービス提供者において、サービス利用者による「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」への具体的な利用状況（利用可能性）を把握している場合も想定される。

もとより個別の事案によるものの、このような状況であるにもかかわらず、サービス提供者において、当該利用を回避するための合理的な措置（例えば、利用停止、警告の発出、弁護士への相談の案内、当該利用者に対するサービス利用範囲の制限、利用規約違反の指摘及び是正要求等）を講じることなく漫然とサービスを継続して提供するような場合には、一般的には、前記第 2・4(1)の場合と同様、サービス提供者による当該サービス提供行為は、サービスの提供形態・用法の点から、当該サービス提供の性質上、実質的に「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」を取り扱っているものと評価せざるを得ないものと考えられる（注 15）。

（注 15）令和 5 年ガイドラインにおいて、「例えば、取引当事者間で紛争が生じた後に、

当該紛争当事者間において、裁判外で紛争を解決して和解契約等を締結する場合には、法律上の権利義務に争いがあり、あるいは疑義を有するものとして『事件性』が認められることから、このような場合の契約書等の作成について本件サービスを提供する際には、『その他一般の法律事件』に該当し得ると考えられる。」としている点は、このような解釈を示したものといえる。

(3) 小括

以上のとおり、最終的には事実認定の問題であるものの、前記第 2・4(1)(2)のような各サービス提供行為については、一般的には、当該サービス提供の性質上、サービス提供者が「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」を（業として）取り扱っているとの指摘は免れ得ず、令和 5 年ガイドラインにおいて示された弁護士法第 72 条所定のその他の要件も満たすときには、同条に違反するおそれがあると考えられる。

第 3 弁護士法第 72 条及びその趣旨を踏まえたサービス提供上の留意・推奨事項

1 総論

前記第 2 及び令和 5 年ガイドラインを前提としても、弁護士法第 72 条で禁止される、いわゆる非弁行為に該当するか否かは、同条が罰則の構成要件である以上、個別の事件における具体的な事実関係を前提として、同条及び最高裁昭和 46 年判決において示された、弁護士以外の者が他人の法律事件に介入することを業とすることを放置することにより、「当事者その他の関係人らの利益をそこね、法律生活の公正かつ円滑なとなみを妨げ、ひいては法律秩序を害することになる」ことから、これを禁圧するために設けられたとする同条の趣旨に照らして判断されるべき事柄であって、最終的には、法と証拠に基づく裁判所の判断に委ねられるものである。

そのことを前提に、実務上の対応としては、A I 等法務業務支援サービスに関しては、現時点では、いわゆるハルシネーションや出力結果におけるバイアス等が完全に払拭できないなどの現状の A I 等の技術的限界等に伴うリスクを一定の前提とせざるを得ず、仮にガバナンスが十分に機能しておらず、また品質や信頼性の担保に乏しいサービス提供が広く行われた場合には、サービス利用者その他の関係者の利益を損ないかねない。また、こうした劣悪なサービスが広く社会実装されれば、法律秩序を害し、ひいては同条の趣旨を没却し、同条の保護法益が害される事態を招来しかねない。このような問題意識に基づき、サービス提供者においては、適切なガバナンス上の方策を検討・実施することが肝要である。

さらに、本ガイドラインによる整理を踏まえても、前記第 2・4 のとおり、当該サービス提供の性質に照らし、「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用させることを前提としたサービス提供を行えば、同条所定のその他の要件にも該当する場合には、同条の禁止する非弁行為となる可能性がある。そのため、サービス提供者は、自己が提供するサービスが同条の規定に抵触しないように十分に配

意するとともに、そのリスクを回避・払拭するため、同条及びその趣旨を没却しない慎重な設計及び運用を行うことが重要である。

そこで、前記第2及び令和5年ガイドライン記載の整理を踏まえつつ、サービス提供者が予測可能性をもって事業展開ができ、かつ、我が国のAI等法務業務支援サービス業界全体の健全性を維持し、同条及びその趣旨を没却することのない適切なサービスの提供を行うためには、以下の点に留意し、提供するサービスの性質・内容等に応じた適切なガバナンス措置を講じることが推奨される（注16）。

（注16） もっとも、弁護士又は弁護士法人が自らAI等法務業務支援サービスを開発するなどして自らがサービス提供者となる場合、若しくはサービス提供者からAI等法務業務支援サービスの提供を受け、その出力結果を前提として弁護士又は弁護士法人の名義と責任において判断を行い、「鑑定…その他の法律事務」を提供する場合（弁護士・弁護士法人による提供（弁護士提供モデル））や、①弁護士又は弁護士法人に対してサービスを提供する場合であって、当該弁護士又は弁護士法人がその業務として「鑑定…その他の法律事務」を行うに当たり、当該弁護士又は当該弁護士法人の社員若しくは使用人である弁護士が、当該サービスを利用した結果も踏まえて自ら精査し、必要に応じて自ら修正する方法で当該サービスを利用するときや、②弁護士又は弁護士法人以外の者に対して当該サービスを提供する場合であって、当該提供先が当事者となっている案件について、当該サービスを利用するに当たり、当該提供先において職員若しくは使用人となり、又は取締役、理事その他の役員となっている弁護士が前記①と同等の方法で当該サービスを利用するとき（弁護士・弁護士法人等に対する提供（弁護士利用モデル））は、令和5年ガイドラインにおいても示したとおり、直ちに弁護士法第72条に抵触するものではない。しかし、同条の趣旨やその保護法益を踏まえると、こうした場合であっても、サービス提供者には、現状のAI等のリスクを踏まえた適切なガバナンスを構築することが期待される。

2 ガバナンス上の具体的留意・推奨事項

(1) AI事業者一般に共通するガバナンス上の留意・推奨事項の履践

サービス提供者においては、提供するサービスの内容や取り扱うデータの類型等に応じ、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、著作権法（昭和45年法律第48号）のほか、個人情報、知的財産権等にそれぞれ適用される法令に適合した取扱いを確保することが重要である。

それとともに、サービス提供者においては、AI活用に取り組むすべての事業者向けに総務省及び経済産業省が発出している「AI事業者ガイドライン」その他の各種の政府指針等において推奨されているAI等システム実装時におけるリスク対策、サービスの適正利用に資する提供、AI等システム・サービス構成及びデータに含まれるバイアスへの配慮、プライバシー保護のための仕組み及び対策の導入、セキュリティ対策のための仕組みの導入、システムアーキテクチャーの文書化、

適切な目的でＡＩ等システム・サービスが利用されているかの定期的検証等、プライバシー侵害への対策、脆弱性への対応、関連するステークホルダーへの情報提供、サービス利用者への前記「ＡＩ事業者ガイドライン」所定の「共通の指針」の対応状況の説明並びにサービス規約等の文書化等の自主的な取組を行うことが重要である。

(2) ＡＩ等法務業務支援サービス特有のガバナンス上の留意・推奨事項

ア 日本国内におけるインシデント対応窓口等の設置

日本国内においてＡＩ等法務業務支援サービスを提供するサービス提供者においては、弁護士法に違反した場合には、同法所定の規律に服し得ることから、日本国内のサービス利用者その他の関係者からの問合せ・通報その他同法に違反するなどのインシデント等の発生に対応する窓口を設けることが推奨される（注17）。

（注17）なお、外国法人が日本において継続して取引をしようとする場合には、会社法（平成17年法律第86号）その他の関係法令に従う必要があり、日本における代表者（この場合において、その日本における代表者のうち1人以上は、日本に住居を有する者でなければならない。）を定め（会社法第817条第1項）、外国会社の登記等の手続（同法第818条第1項）等の必要な措置を適切に履践することが必要である。また、クラウドサービスとして提供される場合であっても、日本国内のサービス利用者に対して継続的にサービスを提供するときには、実質的な対応が可能な窓口を日本国内に設けることが推奨される。

イ 弁護士によるサービス及び機能設計等への実質的関与による学習データ・出力結果の品質・信頼性の確保等

（ア）提供するサービスがいわゆるナレッジマネジメントやユーザーデータ内からの情報の検索・要約といった機能を超えて「鑑定」等にわたり得る機能を有する場合（令和5年ガイドライン3頁から6頁にあるとおりであり、例えば、個別の事案における契約等の法律行為に至る経緯・背景事情・行おうとする契約等の法律行為の内容等を法的に処理して当該処理に応じた具体的な契約書等の法律行為関係データ案や修正案等が作成される機能、具体的な事案に応じた法的リスクの有無や程度・個別の法的対応の必要性等を抽出・摘示する機能等もこれに該当し得る。）には、こうしたサービス及び機能設計において、我が国の弁護士資格を有する者が監修、あるいは実質的に関与していること（形式的な名義の貸与にとどまらず、当該弁護士資格を有する者が実際に以下のようなサービスの設計・機能・出力の方法等について適切にアドバイスを行うなどの具体的な関与をしていること）が望ましい。

具体的には、

- 機能要件策定・仕様レビュー・変更管理における品質確保のための検証

○ 表示・免責・サービス利用者ガイダンス等のリーガルチェック

等の場面において、我が国の弁護士資格を有する者が実質的に関与し、サービスの品質及び信頼性確保に努めることが重要である。

- (イ) その上で、生成AIにおけるRAG (Retrieval-Augmented Generation: 事前に学習した情報だけでなく、外部データベースから関連情報を検索・参照する検索拡張生成機能) や学習データ、出力内容の性質・制約について、サービス利用者に十分に説明することが重要である。

また、最新の公式情報等信頼性の高い情報源が優先的に表示されるように努めるなど、弁護士法の趣旨を踏まえた学習データや出力結果等の品質及び信頼性の担保を講じておくことが重要である。

ウ 誤認を与える表示の不使用及びサービス利用者の適格性確保

- (ア) サービスの提供に当たっては、広告や提供するサービス名等はもとより、AI等による出力結果が、例えば、弁護士に代わる判断を提供するものであるとか、法的結論の正確性を保証するものであると想起させるような、サービス利用者に誤認を与えるおそれがあるような表現は厳に慎むべきである。

- (イ) こうしたサービス利用者の誤認リスクは、前記のような積極的な表現を行っていない場合であっても、サービス利用者側がAI等を信頼しすぎることによっても発生し得る。そのため、こうした誤認リスクを防止するため、例えば、以下の観点の配慮等を行うことも推奨される。

a サービス利用申込時の合理的確認措置の実施

弁護士又は弁護士法人ではない者、具体的には企業等の事業者向けにサービスを提供する場合には、サービス利用者の属性・利用目的について、利用申込時の審査等の合理的な確認措置を行い、前記第2・4(2)を踏まえ、非活動等を企図している者への提供等、用法上、弁護士法第72条に違反する疑いのある提供は厳に行わないようにしなければならない。

b 利用規約等への明記・ガイダンスの実施

また、当該サービス利用者の属性やリテラシーの程度に照らし、サービス提供に当たって

- AIは、弁護士等の専門家に代わる最終的な判断をするものではなく、回答は飽くまで参考情報にすぎないこと
- 提供するサービスは、法律上の権利義務に関して争いがあり、あるいは疑義があるなどの法的紛議が現に顕在化している案件や法的紛議が生じることがほぼ不可避に想定され得る案件に関連して、法的助言を提供し、こうした案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用させる目的で提供するものではないこと
- 法的紛議が現に顕在化している案件や法的紛議が生じることがほぼ不可

避に想定され得る案件に関しては、内容及び必要性等に応じて、弁護士に相談し、その判断を仰ぐ必要があること

- サービス利用者（法人の場合は、当該法人）の自己の業務にのみ利用し、他人の法律事務を取り扱うためには使用しないこと（注18）
- サービスの利用に当たっては、弁護士法その他の関係法令を遵守するとともに、利用規約に違反する利用はしないこと

など、不適切な利用がなされないための核心的な遵守事項については、サービス利用者に対して確実に説明することが重要である。

併せて、これらについて利用規約等に規定した上で、例えば、サービス利用者からの同利用規約等への同意の取得、サービス利用者による同利用規約等の遵守の宣誓（自己宣誓）、その他前記のようなサービス利用上の留意事項に関して事前のガイダンス・チュートリアル等を行うなど、サービス利用者による適正な利用を確保するための適切な措置を講ずることが推奨される。

c. 重大な利用規約違反等があった場合の利用停止措置等

サービス利用者に当該サービスの犯罪利用その他の重大な利用規約違反が認められた場合（注19）においては、サービスの利用契約等を解除するなどのサービスの利用停止等の適切な措置を講ずることは、サービス利用者による不適切な利用を放置しないという観点から極めて重要である。

また、サービスに関する利用者等からサービス提供者へのフィードバック・相談等の場面において、サービス利用者による「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」への利用がうかがわれる場合には、対応に際し、その内容に応じて、「当該サービスは、弁護士に代わる判断を提供するものではないこと」「AI等による出力結果が法的結論を保証するものではないこと」その他第3・2(2)ウ(イ)bの核心的遵守事項の内容を改めて説明することなどによってサービス利用者の誤認を解消するとともに、内容及び必要性等に応じて、弁護士法第27条及び同法第72条所定の「周旋」に当たらない範囲で弁護士へ相談すべき旨を告げる等の適切な対応をとることが重要である（注20）。

（注18）ここにいう「他人の法律事務を取り扱うため」とは、弁護士法第72条が禁止する非弁行為に該当するような態様で第三者の法律事務を取り扱うことを意味する。例えば、企業グループ内において親会社の法務部門が令和5年ガイドライン及び本ガイドラインの範囲内で子会社・関連会社の法務業務を支援するためにサービスを利用することは、通常これに該当しないものと考えられる。

（注19）例えば、サービス利用者が虚偽の申告をして、非弁活動を含め利用規約等に違反した場合や、サービス提供者からの指摘・警告にもかかわらず、サー

ビス利用者が利用規約等に違反する利用行為を反復継続しているような場合等が考えられよう。

(注 20) 弁護士法第 27 条は、「弁護士は、第 72 条乃至第 74 条の規定に違反する者から事件の周旋を受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。」と規定しており、弁護士が非弁業者から事件の周旋を受けることを禁止するものである。同条の趣旨に照らせば、非弁業者が特定の弁護士に特定の案件を継続的・反復的に紹介する行為は同条の禁止する行為に抵触するおそれがあるものと考えられる。他方で、サービス提供者が弁護士への相談を一般的に案内することは、特定の弁護士への特定案件の紹介には当たらず、同条の禁止する行為には該当しないものと考えられる。

エ 利用上の留意事項のプロンプト等入力前段階・出力結果等への明示

サービス提供者がサービス利用者に対してサービスを提供するに当たっては、UI 等に入力上のガイドラインを設けるなどするとともに、例えば

- 提供するサービスは、法律上の権利義務に関して争いがあり、あるいは疑義があるなどの法的紛議が現に顕在化している案件や法的紛議が生じることがほぼ不可避に想定され得る案件に関連して、法的助言を提供し、こうした案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用させる目的で提供するものではないこと
- 法的紛議が現に顕在化している案件や法的紛議が生じることがほぼ不可避に想定され得る案件に関しては、内容及び必要性等に応じて、弁護士に相談し、その判断を仰ぐ必要があること

など、提供されるサービスが「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」には利用できないことなどの AI 等の利用範囲・利用禁止事項等のサービス利用上の留意事項（断り書き・ディスクレーマー。以下「ディスクレーマー」という。）をサービス利用者がプロンプト等を入力する前の段階や出力結果等に明確に表示することが重要である。

こうした内容を利用規約だけでなく、画面表示やチュートリアルにも組み込むことにより、サービス利用者が当該サービスをどのような案件に利用してよいかを直感的に理解でき、誤認防止効果が高まるものと考えられる（注 21）。

(注 21) なお、ディスクレーマーの具体的文言やディスクレーマーを表示させる場所については、飽くまで例示であり、弁護士法第 72 条及び本ガイドラインの趣旨を踏まえて、サービス提供者において、誤認防止効果の高い方法を適宜検討することが求められる。

オ UI・機能設計上の配慮

(ア) 前記第 2・4(1)(2)を踏まえ、提供するサービスを、サービス利用者が「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に利用することその他不

適切な用途に用いることを誘発しないようなUIや機能設計を行うとともに、例えば、「事件性」のある案件に利用されるおそれの高い機能（高リスク機能）には、注意表示の強化（例えば、視覚的強調、レイアウトによる強調、注意・警告文言の強化、インタラクション（操作性レベル）の強化）を図るなどの適切なリスク低減措置をとることが重要である。

- (イ) AI等による出力結果に含まれる情報については、サービス利用者に対してその正確性・信頼性に関する誤認等のリスクを与えないよう、根拠や参照元の情報を表示できる場合には、これらを明示することが重要である。

その上で、根拠又は参照元の情報を表示できるものについてはこれらの情報を表示する旨をサービス利用者に説明することが推奨される。

- (ウ) 前記第3・2(2)エのようなディスクレーマー表示のほか、システム上から日本弁護士連合会が運営する弁護士の検索・情報提供サービスである「ひまわりサーチ」や「日弁連の弁護士検索」を案内するなど、前掲（注20）の趣旨に従った範囲で弁護士への相談を推奨する仕組みを採用することにより、法的紛議が現に顕在化している案件や法的紛議が生じることがほぼ不可避に想定され得る案件に関しては、弁護士法の趣旨に従い、サービス利用者が当該サービスを利用して「鑑定…その他の法律事務」を行うのではなく、内容及び必要性等に応じて、自発的に弁護士に相談することを促すための補完的措置を講じることも推奨される（注22）。

（注22）なお、本ガイドライン策定における検討の過程においては、サービス利用者による「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」への利用を実効的に予防し、サービスの価値中立性を高めるために、例えば訴状、準備書面、答弁書、証拠説明書その他の裁判所への提出書面や和解契約書等法的紛議を前提とした対外使用書面等の「事件性」のある案件に関する出力に制限をかけるなどの措置（入力を制限あるいは出力自体をさせない措置。以下「出力制限」という。）についても検討を行った。

この点に関し、AI等法務業務支援サービスの提供事業者等からは、専ら当該AI等法務業務支援サービスが利用している汎用型AIの出力の問題であることに加え、現在の技術の水準では、提供するサービスに対するコスト面・効用面での多大な支障なしに適切で実効性のあるガードレールを設けることが技術的に困難である上、出力制限の範囲・基準の設定が恣意的になりやすく、過剰遮断をすれば、問題のないサービス利用についてまで大幅に利便性を削いでしまいかねない一方で、書式変形や抽象化出力により制限回避が容易であるとの意見がなされた。

他方、法曹実務家からは、実効性が完全でなくとも、例えば「訴状、答弁書、準備書面」といった裁判手続での利用以外の用途がおよそ考え難い表題を有する書

面」のうち主要なものを限定的に特定し、それらの作成の指示に限って出力制限を課すことは、技術的には可能であるとの意見もある上、一定のコストがかかることは出力制限を行わないことを正当化する理由にならないのではないかなどの意見もあった。

当省としては、これらの意見も踏まえた上で、現時点の技術水準等に照らせば、弁護士法第72条との抵触が生じ得ない適法な出力に影響を及ぼさない方法で、実効的あるいは合理的な出力制限の範囲を明確化することは困難であること（逆に範囲を明示せずに出力制限をガバナンス推奨事項とすることによる萎縮効果は大きい。）、また、実効性が低く規制効果も極めて限定的であるにもかかわらず、サービス提供者に与える事業上の多大な支障を伴う措置を推奨事項とすることは相当でないことから、出力制限については、今後の技術の進展等を踏まえたサービス提供者の自主的な判断に任せることとし、今回本ガイドラインにおける留意・推奨事項として明記することとせず、今後の検討課題とすることとした。

もっとも、サービス利用者において、「事件性」のある案件に関する「鑑定…その他の法律事務」に当該サービスを利用し、AI等による出力結果をたやすく信用して、適切に弁護士に相談することなく、その出力結果を対外的に使用することを放置することになれば、弁護士法第72条の趣旨を没却しかねない。その結果、サービス提供者においては、自社の信用はもとより、AI等法務業務支援サービス業界全体の信頼性・健全性を害する事態になることを十分に自覚した上で、実効的なセーフガードの枠組みを含めた適切なガバナンスの在り方を不断に検討していくことが重要である。

その上で、現状、サービス提供者においては、出力制限を行うことが困難であるとするならば、サービス利用者に対するリテラシー向上に努めるほか、サービス利用者による不適切な利用が行われた、あるいは行われる疑いがあると把握・認識した場合には、サービス利用者に対して適切な利用を促す注意・警告を発するのみならず、悪質なケースにおいては利用停止に向けた必要な措置をとるなどの対応を確実に行っていくとともに、今後の技術の進展に応じた実効的なセーフガードの実施を含めた適切なガバナンスの構築をはじめ、AI等法務業務支援サービスの適切な利用の確保・普及に自主的に取り組むことが期待される。

第4 附則

なお、本ガイドラインは、AI等の技術の進展、サービスの普及状況、関連する法令・判例実務の動向等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

A I 等を活用した法務業務及びその支援の将来像を見据えたルールメイキングの在り方検討のロードマップ

令和 8 年 8 月
法 務 省

新たなガイドラインの策定

- 令和 5 年ガイドラインを踏まえつつ、生成 A I 等の技術進展等に鑑み、弁護士法第 72 条の関係上、特にその分水嶺となり得る要件に関する解釈指針を補完する。
- 同条及びその趣旨に違反しないようにするためのガバナンス上の留意・推奨事項についての指針を明示する。

有識者検討会の立ち上げ

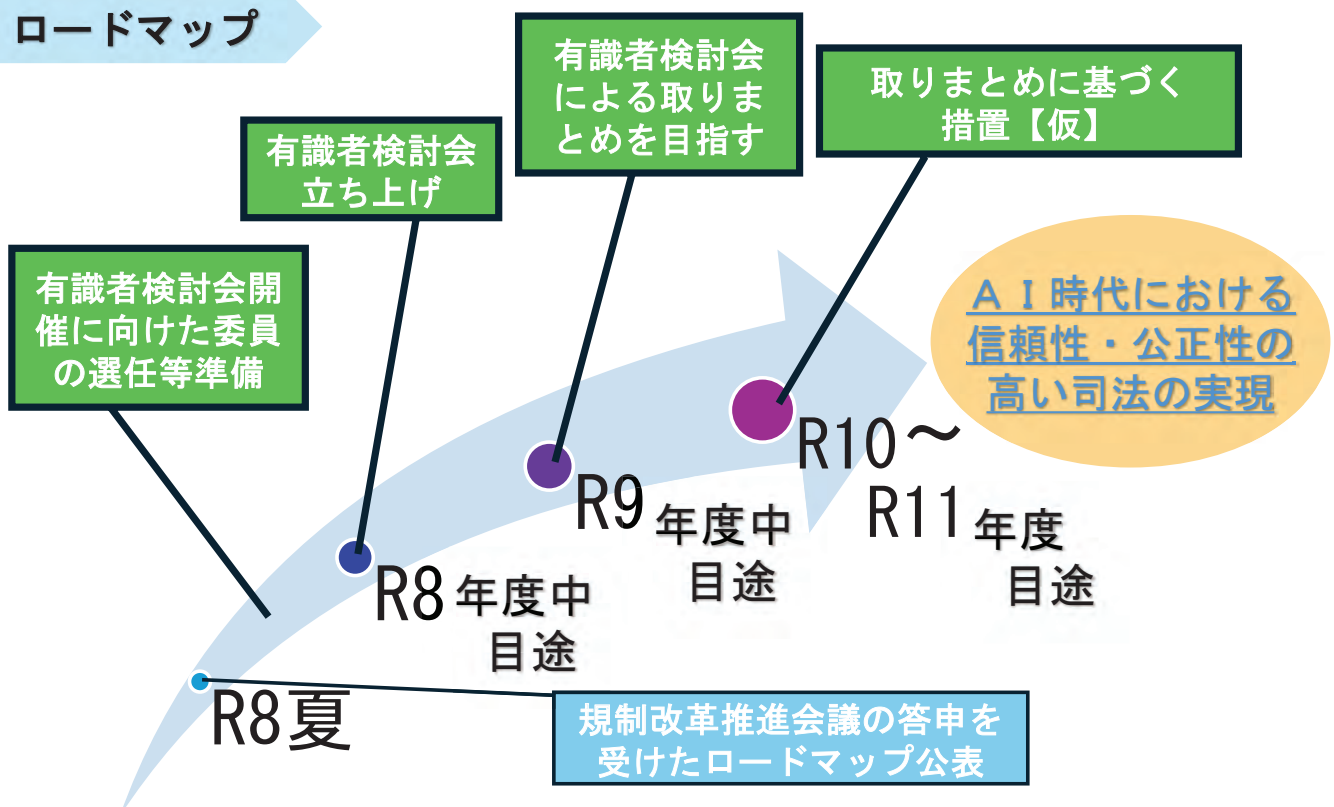
- A I 等を活用した法務業務及びその支援の将来像を見据え、ガバナンスを含めたルールメイキングの在り方を引き続き検討する。

ルールメイキング
について議論する
有識者検討会を立ち上げ

【有識者検討会の概要】

- 生成 A I 等の新たな技術の進展や国内外の動向等を見据えた、法務業務支援サービスの適切な利活用とルールメイキングの在り方の検討が必要。
⇒ 現行の弁護士法、現行ガイドライン等の限界や司法への影響を踏まえつつ、今後の A I 等を活用した法務業務及びその支援の将来像を見据えたルールメイキングの在り方等を検討する。
- 幅広い観点からの検討のため、法学や A I ガバナンス等の研究者、裁判官・弁護士等の法律実務家、A I ・情報工学等の技術系の研究者、経済界の有識者、消費者保護の専門家等を構成員とする有識者検討会を立ち上げる。

ロードマップ



日本の法曹有資格者による日本企業（特に中小企業）の支援の方策等を検討するための調査研究

問題点・現状

- 日本企業の海外展開はグローバル化に伴い増加傾向
→ 特にアジア新興国を中心に法制度や運用の不備がビジネスリスクに。

日本企業が直面する法的リスクの実情等を把握する必要

調査委託の方法等

- 法曹有資格者を、日本企業が多く進出し、または今後の進出が見込まれるアジア新興国等に派遣
 - ・ 令和6年度、令和7年度は、インド・カンボジア・ミャンマーにおける報告書のアップデート調査を実施。
 - ・ 令和8年度は、ベトナムにおける報告書のアップデート調査を実施中。
 - ・ 今後も、継続的に調査を実施予定。

【調査研究実施状況】※括弧内は新規調査年度
シンガポール（H26・27）、タイ（H26・27）、インドネシア（H26・27）、
フィリピン（H27・28）、インド（H28・29）、ミャンマー（H28・29）、
マレーシア（H30）、カンボジア（R1）、ベトナム（R2）、モンゴル（R3）、
ニュージーランド（R4）、ラオス（R5）

○ 調査方法

- ・ 現地法令等の文献調査、現地当局からのヒアリング
 - ・ JETRO等の現地関係機関や現地日本企業へのヒアリング・アンケート・セミナー等の実施
- ※ アップデート調査では、現地法令等の文献調査を中心に、受注者において必要と考える調査を実施

調査結果を公開し、日本企業と情報共有を進める

効 果

日本企業（特に中小企業）

- 直面しやすい法的問題の実態
 - 法的問題に対する対応の在り方
 - 現地関係機関との連携
- 等の情報を共有。事業展開の足がかりに。

現地での活躍を目指す法曹有資格者

- 現地法制度やその運用上の留意点
 - 現地における日本の法曹有資格者の活動規制
 - 日本企業による法的支援のニーズの実情
- 等の情報を共有。海外展開のきっかけに。

法務省法務総合研究所国際協力部

ウクライナ

R8.10 司法省に対し、「不動産取引、会社法人登記等に関するマナー・ローンダリング対策」をテーマとする第2回共同研究（予定）

R9.1 SAPO、NABU、司法省に対し、「汚職事件の捜査・公判」をテーマとする第2回JICA国別研修（予定）



●ウクライナ

- ～協力開始（2025年）～
- ・子供の権利保護のための共同研究
- ・汚職捜査に伴う科学捜査についての研修



●ネパール

- ～協力開始（2009年）～
- ・民法起草支援（2017年制定）
- ・裁判所能力強化支援
- ・民法解説書作成、民法普及活動支援
- ・新刑法、刑事訴訟法、量刑法（2017年制定）
- ・民法逐条解説書作成支援



●タンザニア連合共和国

- ～協力開始（2025年）～
- ・法的課題に関する調査
- ・法務・司法機関との現地協議やシンポジウムへの高官招へい

バングラデシュ

R8.12 バングラデシュ法務・司法・議会担当大臣を招へい



●ウズベキスタン共和国

- ～協力開始（2001年）～
- ・側産法注釈書作成支援（2007年刊行）
- ・行政法解説書作成支援（2024年第1弾発行）
- ・犯罪白書作成支援
- ・民法・民事訴訟法の運用等に関する支援
- ・司法能力強化に関する研修

●ウズベキスタン共和国

●キルギス共和国

●カザフスタン共和国

●タジキスタン共和国

- ・中央アジア比較法制研究セミナーを実施（2008年～2013年）

●キルギス共和国

- ～協力開始（2025年）～
- ・行政手続・司法手続のオンライン化、国際調停、マナー・ローンダリング規制に関する共同研究



●バングラデシュ人民共和国

- ～協力開始（2016年）～
- ・調停、裁判所機能強化支援



●スリランカ民主主義共和国

- ～協力開始（2019年）～
- ・刑事司法機能改善に関する支援



●ミャンマー連邦共和国

- ～協力開始（2013年～2023年）～
- ・法令起草、審査支援
- ・調停の導入等に向けた制度構築支援
- ・執務参考資料作成支援
- ・法曹人材育成支援
- ・長期専門家派遣（2014年～）
- ・2021年2月のミャンマー国軍によるクーデター以降、全支援活動を停止し、2023年5月、プロジェクトの期間満了に伴い支援終了



●カンボジア王国

- ～協力開始（1996年）～
- ・民法起草支援（2007年公布）
- ・民事訴訟法起草支援（2006年公布）
- ・法律人材育成支援
- ・民法、民事訴訟法普及、運用改善支援
- ・長期専門家を派遣（2006年～）



●モンゴル国

- ～協力開始（2004年）～
- ・調停制度強化支援
- ・商取引法、民事訴訟実務、民法に関する共同研究
- ・法曹養成や犯罪白書の作成等に関する共同研究



●中華人民共和国

- ～協力期間（2007年～2021年）～
- ・民事訴訟法、民事調停法改正支援
- ・行政訴訟法、行政調停法改正支援（権利侵害責任法（2009年公布））
- ・涉外民事関係法律適用法（2010年公布）
- ・改正民事訴訟法（2012年公布）
- ・消費者権益保護法（2012年公布）



●ベトナム社会主義共和国

- ～協力開始（1994年）～
- ・民事訴訟法起草、改正支援（2004年、2011年、2015年公布）
- ・破産法改正支援（2004年、2014年公布）
- ・民法改正支援（2005年、2015年公布）
- ・民事判決執行法起草、改正支援（2008年、2014年公布）
- ・国家賠償法起草支援（2009、2017年公布）
- ・刑事訴訟法改正支援（2015年公布）
- ・行政訴訟法支援（2010年公布）
- ・検察官マニュアル作成支援（2007年刊行）
- ・民事判決書標準化・判例整備支援
- ・司法機関等（裁判所、検察庁等）の能力改善支援
- ・法令の整合性確保及び統一運用・適用のための手法・制度整備支援
- ・長期専門家を派遣（2000年～2025年）
- ・日越LEAD開始（2026年～）



●インドネシア共和国

- ～協力開始（1998年）～
- ・和解・調停制度強化支援
- ・裁判官養成制度に関する支援
- ・ビジネス環境の整備に向けた知的財産保護・紛争解決機能強化に関する支援
- ・ビジネス環境の整備に向けた法的整合性向上に関する支援
- ・知財判例・ハンドブック作成支援
- ・法制執務Q&A作成支援
- ・長期専門家を派遣（2016年～）



●ラオス人民民主共和国

- ～協力開始（1998年）～
- ・民事判決書マニュアル作成支援（2006年刊行）
- ・民法・商法教科書作成支援（2007年完成）
- ・民事・刑事訴訟法ハンドブック作成支援（2014年刊行）
- ・法律人材育成支援
- ・経済紛争解決法ハンドブック作成支援（2017年完成）
- ・捜査段階Q&A集作成支援（2017年完成）
- ・労働法ハンドブック（2018年完成）
- ・捜査段階Q&A集改訂版（2018年完成）
- ・民法典起草支援（2018年成立、2020年施行）
- ・長期専門家を派遣（2002年～2006年、2010年～）



●東ティモール民主共和国

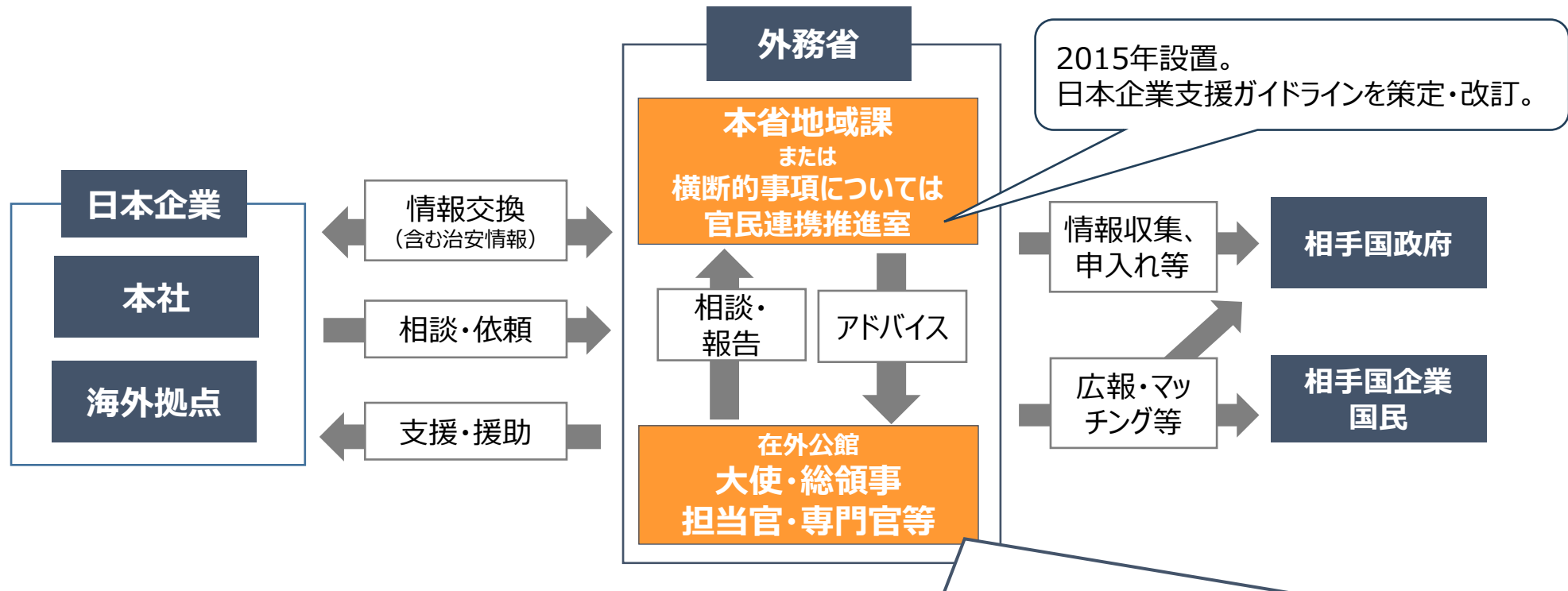
- ～協力開始（2009年）～
- ・法曹起草能力向上支援
- ・法曹人材育成支援
- ・司法関係機関能力向上支援



●フィジー共和国

- ～協力開始（2025年）～
- ・民事裁判の長期化対策と司法・行政手続のデジタル化・効率化等に関する共同研究

外務省の日本企業支援体制



在在外公館の体制

【日本企業支援関連の各担当官】

- 日本企業支援窓口・日本企業支援担当官（ほぼ全ての在外公館に設置）
- 経済広域担当官（日本企業の地域統括拠点がある地等にある在外公館に設置）
- 日本企業支援担当官（食産業担当）
- インフラプロジェクト専門官
- エネルギー・鉱物資源専門官
- 知的財産担当官
- 対日直接投資推進担当官 等

【連携する外部専門家】

- 日本の弁護士アドバイザー
- インフラアドバイザー
- 農林水産物・食品輸出促進アドバイザー 等

➡ 年間5～6万件の日本企業支援を実施

法務アドバイザー（日本人弁護士）を活用した企業支援

- 海外進出する日本企業が直面する法的問題の解決に日本人弁護士を活用。
- 日本人弁護士が個別企業からの法律相談、法務セミナー、現地法令レポートの作成、政府への申入れのための法令分析等を実施。

- 令和8年度実施公館は19か国32公館（詳細以下）。
- 実施対象公館は、募集を実施した上で、過去の活動状況及び成果、ニーズ等を総合的に勘案のうえで決定。

中国（在青島総領事館、在上海総領事館、在瀋陽総領事館、大連領事事務所分含む）
モンゴル
インドネシア（在スラバヤ総領事館、在デンパサール総領事館、在メダン総領事館分含む）
フィリピン
ベトナム（在ホーチミン総領事館、在ダナン総領事館分含む）
マレーシア
ミャンマー
インド（在ベンガルール総領事館、在ムンバイ総領事館分含む）
ネパール
バングラデシュ
トリニダード・トバゴ
ブラジル（在リオデジャネイロ総領事館、在サンパウロ総領事館分含む）
ウズベキスタン
ウガンダ（在ルワンダ大使館分含む）
ケニア（在タンザニア大使館分含む）
コートジボワール
マラウイ
南アフリカ
モザンビーク

【具体例】

日系企業向け情報発信（弁護士活用事業）（インド・ベンガルール）

開催日：令和 7 年 7 月 9 日

場所：インド国カルナータカ州ベンガルール

主催（共催）：総領事館（バンガロール日本商工会）

【概要】

当地日本商工会の総会の一部として、**弁護士活用事業の委託先の弁護士事務所の日本人弁護士が「インドにおける商取引上のトラブル対応」というテーマで法律セミナーを実施**。150名を超える総会出席者が聴講した。

また、**セミナーに先立ち、日系企業向けの無料コンサルティングも実施**。当地日本商工会や領事メールのメーリングリストを活用し、予め希望者（社）を募り、領事館で選抜した 3 社を対象に実施。

【結果・評価】

聴講者の反応は、概ね前向きで、「納品物のスペックや、納品が遅れる場合のペナルティ支払い等、あらゆることを予め契約書に書いておくべき」といった実践的な助言はたいへん参考になった等の声が聞かれた。**参加した各企業担当者からは、日本人弁護士から非常に有益な助言を得ることができたとの反応があった。**



弁護士による法律セミナー



セミナー会場の模様

中小企業等海外展開支援事業（R8予算額：11億円）

◆ 中小企業者等を対象に、特許、実用新案、意匠又は商標の外国出願に要する費用の1/2（上限額あり）を助成し、これらの権利を活用した海外での事業展開を支援します。

権利取得

(1) 外国出願に係る費用の助成

事業名	海外出願支援事業 (地方版)		INPIT外国出願補助金 (全国版) 出願手続	
補助事業者	都道府県中小企業支援センター等		なし（INPITの直執行）	
補助対象	中小企業者・商工会議所等		中小企業者・商工会議所等 ・試験研究機関（大学等）	
上限額 (事業者)	1事業者あたり：300万円			
	1 試験研究機関あたり：上限なし			
上限額 (案件)	特許：150万円 実用新案、意匠、商標：60万円 商標の抜け駆け対策：30万円			
補助率	1 / 2			
助成対象 経費	外国出願手数料 国内代理人・現地代理人費用 翻訳費用			

(2) 中間手続費用の助成

INPIT外国出願補助金 中間手続		
上限額 (手続)	特許のみ：50万円	
補助率	1 / 2	
助成対象 経費	審査請求・中間応答費用	

中小企業等海外展開支援事業（R8予算額：11億円）

- ◆ 中小企業者等を対象に、模倣品対策、防衛型侵害対策、抜け駆け商標に関する無効・取消係争など、海外における産業財産権侵害への対応に要する費用の一部を助成し、海外における権利行使を支援します。

権利行使・権利保護

	(3)知財侵害品への 対策費用の助成	(4)知財係争への 対抗費用の助成	(5)抜け駆け商標への 対応費用の助成	(6)海外知財訴訟費用 保険の掛金の補助
事業名	模倣品対策支援事業	防衛型侵害対策支援事業	抜け駆け商標無効・取消 係争支援事業	海外知財訴訟保険事業
補助事業者	日本貿易振興機構（ジェトロ） 			日本商工会議所 全国商工会連合会 全国中小企業団体中央会
補助対象	中小企業、中小企業で構成されるグループ等			中小企業者等
上限額	400万円	500万円	500万円	なし
補助率	2 / 3			1 / 2（初年度） 1 / 3（2年目以降）
助成対象経費	①知財侵害品に関する調査に要する費用 ②警告文作成、行政摘発、取締りに要する費用 ③税関差止請求等、ウェブサイトの削除申請に要する費用	弁理士・弁護士への相談等費用、訴訟費用、対抗措置・和解に要する費用等（和解金、損害賠償金は含まず）	①抜け駆け商標を取り消すための、異議申立・無効審判請求・取消審判請求にかかる費用 ②弁護士、弁理士等の代理人費用（和解金、損害賠償金は含まず）	訴訟費用をカバーする海外知財訴訟費用保険への掛金

国際知財司法シンポジウム (JSIP)

- ✓ 知財司法分野における各国・地域間の相互理解の促進、我が国ユーザー等への情報提供のため、特許庁、最高裁、知財高裁、法務省、日弁連、弁護士知財ネットが2017年から共催。
- ✓ **各国・地域から裁判官・審判官等の実務家を招き**、知財司法・知財行政についての講演、パネルディスカッションを行っている。
- ✓ 2025年は、ASEAN諸国を含む各国の実務家が登壇し、会場、オンライン合わせて延べ約1100名が参加。
- ✓ **10回目となる2026年は、10月22～23日に開催予定。**

<JSIP2026 開催概要（予定）>

会場：弁護士会館 2 階 講堂「クレオ」（インターネット同時配信有）

参加登録：参加費・視聴費無料、要事前登録

プログラム：

10月22日（木） 13:30～18:00

裁判所パート

模擬裁判・パネルディスカッション

-日本、欧州、韓国、米国から判事、弁護士が登壇予定

10月23日（金） 13:30～18:00

特許庁パート

特許、商標についてのパネルディスカッション

-日本、欧州、米国から審判官、弁理士が登壇予定

主催者合同企画

JSIP開催10周年を記念したパネルディスカッション



JSIP2025の様子



ジェトロの相談対応について

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外ビジネスサポートセンター
2026年9月

1 | 貿易投資相談

- 海外ビジネスを検討する際に、さまざまな段階で発生する実務上の疑問点や貿易投資に関する各種ご相談に対し、実務経験豊富なアドバイザーがメール、電話または面談にてお応え。

輸出や海外進出の実務のご相談に対して、経験豊富なアドバイザーがお応えします（無料）
米国関税措置に関するご相談も受付けています。



ご相談

ジェトロが回答



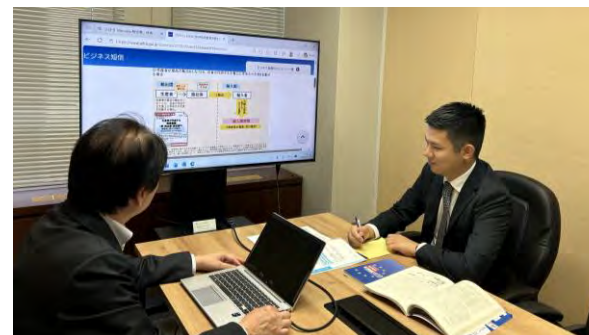
ご提供内容

貿易実務に関する情報提供

各国の制度情報の提供

特別なお相談もお受けしています。

- 経済連携協定（EPA）
- 米国関税措置等
- 経済安全保障・ビジネスと人権
- 緊急災害対策



貿易投資相談の様子



2 日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度

- 2012年5月16日、日本弁護士連合会（日弁連）とJETROにおいてMoUを締結。
- これに基づき、JETROに相談のあった中堅・中小企業からの法律関連相談（契約書のチェック等）は日弁連に紹介することで、安価に専門家のサービスを受けることが可能。

日弁連中小企業国際業務支援弁護士紹介制度のご案内

国際取引、海外展開に取り組む中小企業の方へ

そのお悩み
弁護士に
相談できます！

初回相談
30分
無料

- ☑ 申込手続きカンタン！
- ☑ 幅広い内容の相談に対応
- ☑ 解決まで見据えた対応が可能

国際業務の経験が豊富な弁護士に、法律相談ができます

- ・ 外国企業との契約を作成してほしい 相手方から送られてきた英文契約を見てほしい
- ・ 外国に進出する場合の留意点を教えてほしい
- ・ 外国企業と取引することになったが、国内の取引と何が違うのかわからない
- ・ 外国企業との合弁会社設立のサポートをしてほしい
- ・ 日本で、外国企業と業務提携をする予定だが、何をすればいいかわからない
- ・ 外国企業とトラブルが発生して代金を払ってもらえない

こんな時に
ご相談ください！



他にも……

- インバウンド取引
- 輸出契約の解除
- 海外風土における従業員の不正行為事件対応
- 輸入品の品質トラブルへの対応

JBA 日本弁護士連合会

1. 対象案件（中堅・中小企業のみ）

- 海外進出法務： 海外進出前の法律面でのリスクチェック、進出・法人設立手続き
- 契約関連： 契約書作成および契約書のリーガルチェック
- 紛争： 紛争解決における問題点整理

2. 費用・時間・配置場所

- 初回30分無料。以降30分ごと11,000円（税込）。
最大利用可能時間数：10時間。以降は個別契約。

- 紹介する弁護士の事務所所在地

札幌地域、宮城県、山形県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、静岡県、愛知県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、福岡県、熊本県
※当該都道府県以外の企業は最寄りの府県で弁護士と面談が可能。

申し込み時に面談希望地を日弁連に連絡。

3. 申込方法

日弁連・中小企業の国際業務支援事業（弁護士紹介）のページから
申込書をダウンロードし、利用希望者が直接日弁連へ申し込む。
※JETROは橋渡しのみ。

3 海外常駐アドバイザーによる相談対応

- 進出を検討する日本企業や既進出日系企業等によるビジネス相談対応の体制を整備するため、アジア14拠点に海外ビジネスアドバイザーを配置。

主な活動内容

- ① 進出日系企業・進出を検討する日系企業への情報提供、アドバイス、コンサルティング
- ② 派遣国の貿易投資に関わる情報収集・情報発信
 - ・ ビジネス短信
 - ・ 地域分析レポート
 - ・ 貿易投資相談Q&A記事の更新等
 - ・ セミナー
- ③ ネットワーキング、政策提言活動



相談対応例

インド商工省産業国内取引促進局（DPIIT）からの日系企業動向を反映した「ボルト・ナット・ネジ類に関する品質管理調達（QCO）2024」発行



日本企業

ボルト・ナット・ネジ類にインド規格認証取得が義務付けられた。けれど、そのようにすぐには対応できない。これでは部品供給がとまり、生産停止！

自動車産業をはじめ製造業全体のサプライチェーンに大打撃ですね。日系企業だけでなく、産業界全体の問題として対応にあたります！



アドバイザー

1. インド自動車工業会（SIAM）、インド自動車部品工業会（ACMA）と共に当局に陳情を実施。
2. 大使館への協力を要請。
3. 日系企業10社ならびにACMAを取りまとめ、日本大使の署名付き陳情書を商工大臣に提出。
4. DPIITおよびインド規格局（BIS）幹部と直接交渉。

4 | 海外での法務コンサルティング

- 現地で法務、労務、税務等の問題に直面する日系企業を支援するため、一部海外事務所においては、現地法律事務所、会計事務所、コンサルタント会社等とジェトロが契約し、問題解決に向けた調査・相談対応等を実施。
- また、海外事務所が作成した現地の弁護士事務所リストを整備。





ご清聴ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外ビジネスサポートセンター



03-3582-5651



SCB-SUPPORT@jetro.go.jp



〒107 -6006

東京都港区赤坂 1 - 1 2 - 3 2
アーク森ビル6階

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。

日弁連中小企業国際業務支援弁護士紹介制度のご案内

国際取引、海外展開に取り組む中小企業の方へ

そのお悩み 弁護士に 相談できます！

お気軽に

初回相談
30分
無料



- ☑ 申込手続きカンタン！
- ☑ 幅広い内容の相談に対応
- ☑ 解決まで見据えた対応が可能

国際業務の経験が豊富な弁護士に、法律相談ができます

- 外国企業との契約を作成してほしい 相手方から送られてきた英文契約を見てほしい
- 外国に進出する場合の留意点を教えてほしい
- 外国企業と取引することになったが、国内の取引と何が違うのかわからない
- 外国企業との合併会社設立のサポートをしてほしい
- 日本で、外国企業と業務提携をする予定だが、何をすればいいかわからない
- 外国企業とトラブルが発生して代金を払ってもらえない

こんな時に
ご相談ください！



他にも……

インバウンド取引

輸出契約の解除

海外拠点における従業員の不正行為事件対応

輸入品の品質トラブルへの対応



国際業務支援弁護士ご紹介の流れ

1

以下のいずれかから本制度の紹介を受けてください

● 日本弁護士連合会(日弁連)との連携団体等からの紹介

日本貿易振興機構(ジェトロ) 最寄りのジェトロ事務所まで。 東京の方は TEL:03-3582-5651 受付時間:平日9時~12時/13時~17時 オンラインでも相談申込を受け付けています。 	日本政策金融公庫 全国の最寄りの支店にご相談ください。 営業時間:全店舗 平日9時~17時 	国際協力銀行(JBIC) 本店(東京)TEL:03-5218-3579 大阪支店 TEL:06-6345-4100 受付時間:平日9時~17時 
全国中小企業振興機関協会(取引かけこみ寺本部) TEL:0120-418-618 受付時間:平日9時~12時/13時~17時 	東京商工会議所 TEL:03-3283-7745 受付時間:平日9時30分~17時 	国際協力機構(JICA) 民間連携事業部中小企業・SDGs ビジネス支援事業窓口 TEL:03-5226-3491 受付時間:平日9時30分~17時45分 オンラインでも相談申込を受け付けています。 
● 本制度の利用機関からの紹介 ● 日弁連会員(弁護士)からの紹介	● 国土交通省「中堅・中小建設業海外展開推進協議会(JASMOC)事務局」からの紹介 右の QR コードをご参照ください。 	

2

以下のいずれかの方法で、お申し込みください

- 〈オンライン申込み〉
日弁連のウェブサイト「中小企業の国際業務支援事業(弁護士紹介)」のページから、必要事項をご入力の上、お申し込みください。
お申込フォームはこちら 
- 〈FAX 申込み〉
上記団体等から申込書を入手して必要事項をご記入の上、日弁連・国際課に FAX してください。
FAX 送信先:03-3580-9840

3

弁護士との面談をご予約ください

日弁連から担当弁護士決定の通知を行った後、担当弁護士から連絡がいきます。面談の予約をしてください。

4

担当弁護士にご相談ください(初回30分無料)

費用の詳細は右の「弁護士報酬について」をご覧ください。

5

必要に応じて、追加の依頼を行ってください

無料相談に引き続き相談や書類作成等を依頼されるときは、お見積もり、重要事項の説明を受けていただき、委任契約を結んでください。ご依頼に応じて担当弁護士が業務を行います。業務終了後、相談料をお支払いください。

※電話相談サービスではありません。

全国各地の事業者の皆様にお申し込みいただけます

ご紹介する弁護士は、原則として、札幌地域、宮城県、山形県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、静岡県、愛知県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、福岡県、熊本県に事務所のある弁護士になります。上記地域以外所在の事業者の皆様には、お近くの地域の弁護士を紹介いたします。

弁護士報酬について

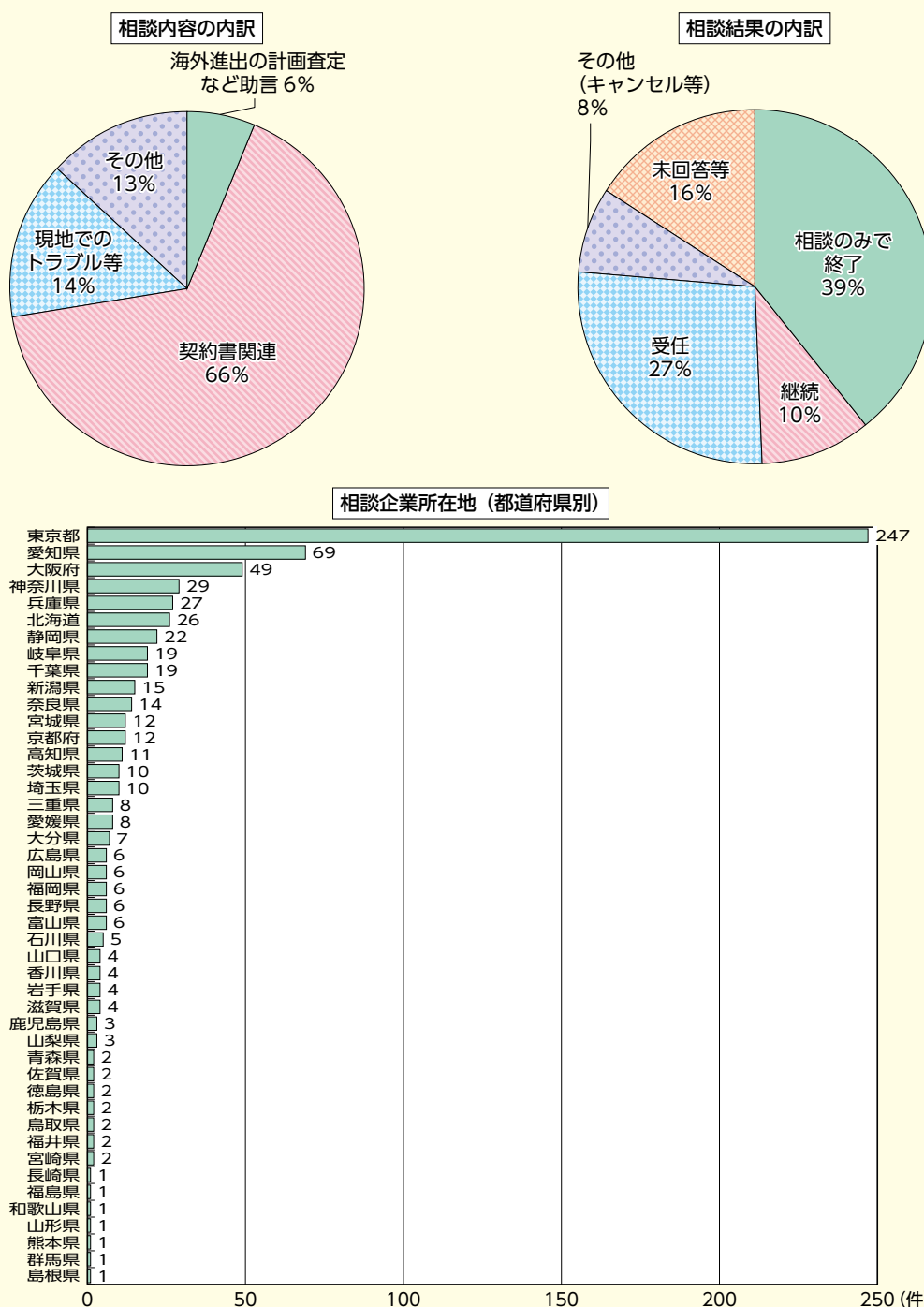
初回相談は30分無料です。無料相談以降については、10時間まで相談・書類作成等に要した時間30分ごとに一律10,000円(税抜)となります(実費別途)。
10時間を超えて相談・書類作成等の依頼を希望されるときは、担当弁護士にご確認ください(※経費の一部を事前にお預かりする場合があります。)



2 ▶ 中小企業国際業務支援弁護士紹介制度

本制度は、各連携団体から紹介を受けた中小企業に対して、日弁連から、国際的な企業法務・取引法務の豊富な経験を有する弁護士を紹介する仕組みをとっている。弁護士報酬は、初回 30 分は無料、それ以降については 10 時間まで 30 分ごとに一律 10,000 円（税抜／2025 年 7 月 1 日時点）としている。2012 年 5 月の制度開始から 2025 年 7 月 1 日までの相談申込件数は約 690 件であり、相談内容の内訳は以下のとおりである。

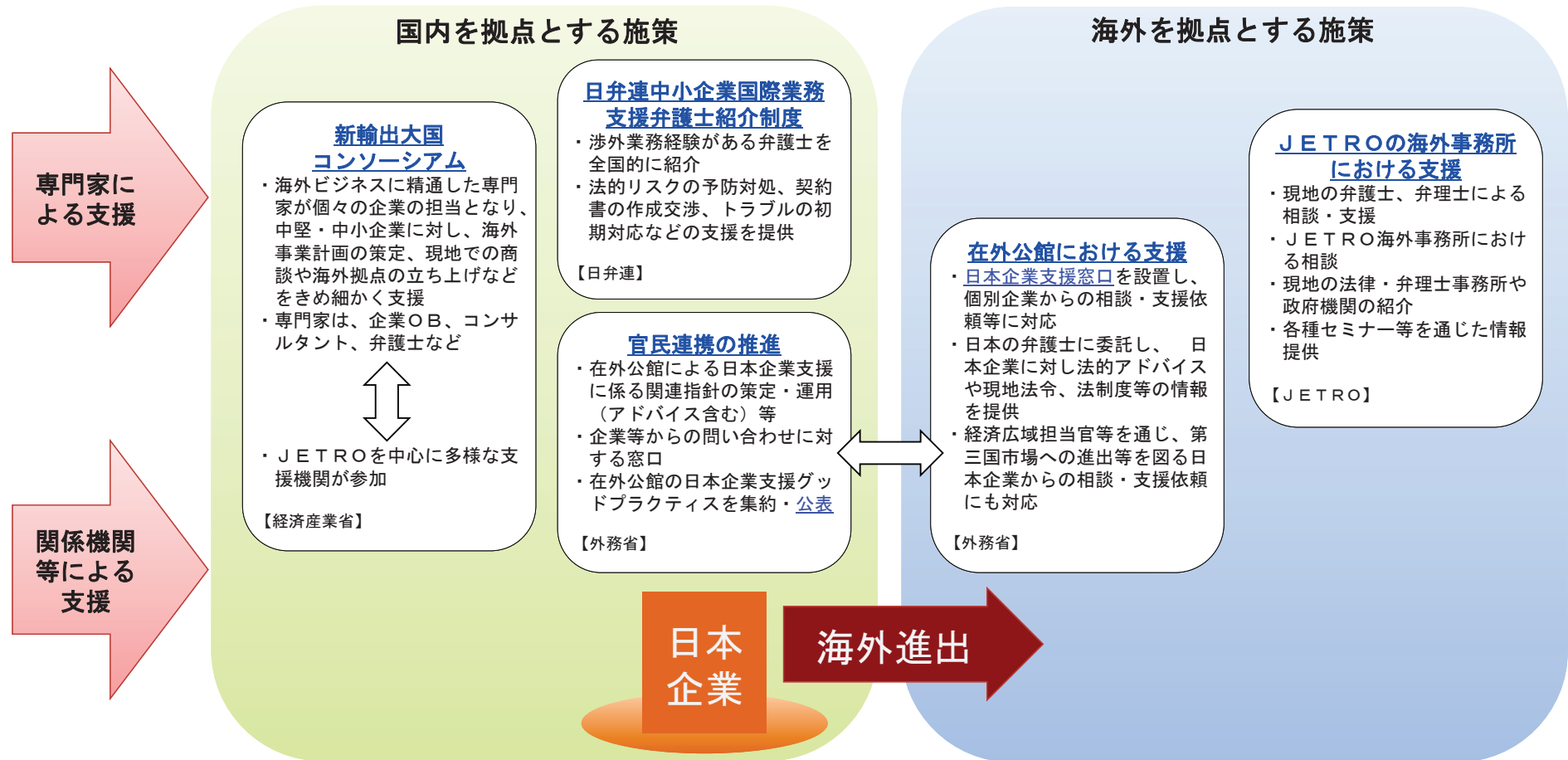
資料3-4-6-2 中小企業国際業務支援弁護士紹介制度の運用状況（2025 年 7 月 1 日現在）



※相談企業に対するアンケート結果に基づく

平成30年7月 作成
 令和2年3月 一部更新
 令和2年9月 一部更新
 令和4年3月 一部更新
 令和6年2月 一部更新
 令和6年11月 一部更新
 令和8年9月 一部更新

日本企業の海外展開を法的側面から支援するための施策



日本や海外の法律関連情報の提供、マニュアル等の公表

海外知財情報

- 新興国の知財実務情報（法律・出願手続等）を新興国等知財情報データベースで公開
- 模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例等をホームページで公開

【INPIT】【JETRO】
【特許庁】

海外調査研究

- 海外の法制度や運用等の情報を法務省ホームページで公開

【法務省】

AIリーガルテック

- 弁護士法第72条との関係やガバナンス上の留意・推奨事項を示すガイドラインを法務省ホームページで公表
- 今後のルールメイキングに向けた有識者検討会での検討

【法務省】

環境整備による支援

国際仲裁

- 日本における国際仲裁を活性化
- 国際舞台で活躍する仲裁人・仲裁代理人を含めた法務人材の育成
- 国内外の企業・法律実務家等に対する効果的な周知啓発の実施等

【法務省】【経済産業省】
【外務省】【日弁連】【民間団体】等

特許審査ハイウェイ

- 第一庁（先行庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第一庁と取組を実施している第二庁（後続庁）において簡易な手続で早期審査を受けられる枠組み

【特許庁】

法制度整備支援

- 投資環境を下支えする司法判断等（仲裁判断の執行、行政手続改善を含む）の予見可能性向上、訴訟滞留を減少させることによる司法機能全体の向上、投資の前提としての汚職対策等における技術協力及び調査
- ADR普及促進、ICT活用の研修

【法務省】【外務省】
【JICA】【日弁連】等